

第一百四十五回

参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第十一号

(三〇七)

平成十一年七月八日(木曜日)
午前九時一分開会

委員の異動

七月七日

辞任

補欠選任

日出

英輔君

海老原義彦君

渡辺孝男君

吉川芳男君

石渡清元君

大島慶久君

田村公平君

吉村剛太郎君

朝日俊弘君

伊藤基隆君

弘友和夫君

富樫練三君

日下部達子君

佐藤昭郎君

久野郁夫君

岩永浩美君

太田豊秋君

狩野安君

阿南一成君

佐藤恒一君

吉川芳男君

山下栄一君

渡辺孝男君

池田幹幸君

山下八洲夫君

藤井俊男君

寺崎昭久君

高嶋良充君

寺崎東君

吉川幸子君

川橋幸子君

川橋幸子君

日出英輔君

田浦長峯君

江田五月君

岡崎トミ子君

岡崎雅史君

清水嘉与子君

宮下直君

中川昭一君

与謝野馨君

厚生大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

運輸大臣

国務大臣

北海道開発庁長官

郵政大臣

労働大臣

建設大臣

国土庁長官

自治大臣

国務大臣

内閣官房長官

沖縄開発庁長官

内閣官房委員長

国務大臣

提出、衆議院送付)

○総務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○郵政事業庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○法務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○外務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○財務省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○文部科学省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生労働省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○経済産業省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○国土交通省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○環境省設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人通則法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉川芳里君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を開会いたしました。

内閣法の一部を改正する法律案、内閣府設置法

案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、総務省設置法案、郵政事業庁設置法案、法務省設置法案、外務省設置法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案、中央省庁等改革のための国

の行政組織関係法律の整備等に関する法律案、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案並びに地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に

関する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○富樫練三君 おはようございます。

初めに、中央省庁関連の十七法案、そして地方分権関連の四百七十五法案、合計しますと四百九十二法案という膨大なものでありますけれども、これらの法案について、政府は、戦後行政システムを根本的に改めると言い、二十一世紀に向けてこの国の形をつくるもの、こういうふうに言つてまいりました。

私も日本共産党は、国民や地方自治体にとって重大な影響を与えるこれらの法案は、国民の十分な理解と納得のもとで行うべきことを主張してまいりました。そして、テーマ別の審議や省局別審議を含めて十分な審議日程をとること、これを要請してまいりました。そのことは、国や地方に関連する多くの団体などの皆さんから、慎重審議、こういう要請が出されおりましたけれども、これにこたえるものであります。

この法案が国会に提案されたのが四月、その後正味三ヶ月という短期間の不十分な審議のままで採決されようとしていることは、まさに異常だと言わなければなりません。多くの国民の慎重な審議を求める声を無視することであつて、本日の採決を強行しようとしていることに強く反対し、抗議するものであります。

その上で、地方分権一括法案を中心に質問をいたします。

最初に、国と地方の基本的な関係について伺います。小淵総理は、今回の地方分権によって地方公共団体の自主性、自立性が高められ、国と地方公共団体の関係は、制度上も実態上も縦の関係から対等、協力の横の関係に大きく転換されることとなるものと考えておるところでござります。

○富樫練三君 そういうことでありますと、従来の制度というのは、今回出されている制度の前

段階、現行法では、制度上すなわち法律上も、そ

れからさらに実態上、法律の運用上も両方に置いて憲法の趣旨とは違う、そういうものがあつた、こういうふうに答弁いたしました。

総理の言う対等、協力の横の関係というのは、憲法の地方自治に関する規定にその根拠がある、

こういうふうに理解してよろしいものでしようか。いかがでしようか。

○國務大臣(小淵恵三君) まず、縦の関係から横の関係に転換をいたしていく趣旨と申し上げております。新しく憲法に地方自治の項を設けておるわけでございまして、これが戦前からの

りますが、このことは、明治憲法時代におきまして我が国の地方自治制度は単に法律上の制度にすぎなかつたものであります。現憲法下におきましては、憲法第八章として地方自治の章が設けられました。これによりまして、地方自治制度が憲法上の制度として認められ、自治権の基本が憲法によって保障されたものと理解をいたしております。

○富樫練三君 改めるというのは私もいいと思うんですけれども、総理の認識がどうだったのか、そのところをちょっと確認しておきたいわけなんです。

しかしながら、これまでの我が国の行政シス

テムを見ますと、戦後の復興という大きな目標を達成するため、また全国的な統一性や公平性を重視する余り中央集権的な要素を強く残していたこと

も否定できないと考えられます。

そこで、本法案では、我が国の中央集権型行政

システムの中核的部分を形成してきたと言われる機関委任事務制度及びこれにかかる国の包摂的な指揮監督権を廃止することいたしております。

また、関与は法律または政令の根拠がなけれ

ばならないという法定主義や、関与は必要最小限

度でなければならないという基本原則を地方自治法に規定するほか、個別の法律における関与について見直しを行い、その整理縮小を図ったところ

でございます。

これらによりまして、地方公共団体の自主性、

自立性が大幅に高められ、国と地方公共団体の関

係は、制度上も実態上も縦の関係から対等、協力

の横の関係に大きく転換されることとなるものと

考えておるところでござります。

○富樫練三君 そういうことでありますと、従来の制度というのは、今回出されている制度の前

段階、現行法では、制度上すなわち法律上も、そ

れからさらに実態上、法律の運用上も両方に置いて

憲法の趣旨とは違う、そういうものがあつた、

こういうふうに答弁申しあげました。

○國務大臣(小淵恵三君) 趣旨に反しているとは

申し上げませんけれども、しかし、今答弁申し上

げましたように、新しい憲法に地方自治の項を設

けておるわけでございまして、これが戦前からの

いきさつの中で十二分にその趣旨が發揮されてきたかどうかという点につきまして、依然として縦の関係が残つておつたということでございます。

で、この点を抜本的に改めようというのが今回の法改正の趣旨でございます。

○富樫練三君 改めるというのは私もいいと思うんですけれども、総理の認識がどうだったのか、そのところをちょっと確認しておきたいわけなんです。

明治憲法以来のいわゆる縦の関係、それが戦

後、憲法が新しくなつたけれども、そういう縦の

関係、主従関係あるいは上下の関係、こういうの

は戦後も今までずっと続いてきて、それは制

度上もそうであるし実態上もそうである、いわば

戦前のものが戦後も引き続いだまま残つて

いる。それが憲法の趣旨と反するので、今回、憲法の趣旨に

合わせて縦の関係を横の関係にするんだ、これが

今度の分権一括法の基本的なあり方だと、こうい

うふうに認識してよろしいですか。

○國務大臣(野田毅君) 今日まで憲法の趣旨に反する規定が置かれていたというのは少し言い過ぎ

であろうかと思います。

しかし、憲法に規定してある地方自治の本旨と

いうものをさらにより徹底して充実させていくこ

ういう意味で、今回、位置づけをお一層明確に

したという御理解をいただきたいと思います。

○富樫練三君 憲法に違反しているというのは言

い過ぎだけれども、しかしながら、趣旨としては

憲法の趣旨をもつと明確にする、こういう認識だ

と、こういうことがありますね。

その上で次に進みたいと思いますけれども、私

どもは、今度の分権一括法、その中にはそういう

入れない要素がかなり入つてゐるというふうに感

じております。その点では地方に対する統制が非

常に強くなる、そういう部分も含まれているとい

うふうに考えておりますけれども、その第一が是

正の要求ということであります。

この是正の要求ということ、これは今度の、今

行われております現行地方自治法でいえば三百四十六条の二で、主務大臣の請求に基づいて内閣総理大臣が行う、こういうことになつたわけでありますけれども、これは自治体の事務処理が違法状態やあるいは不適正で公益に害を与える、こういう状態にあるときに国が地方に要求する、地方はそれに従う義務がある、こういう権力的な関与の方針であります。従来からこの規定についてはさまざま意見が出されておりまして、地方自治を侵害するもの、こういうことで違憲の疑いが濃い、こう学者や専門家の間で指摘されていましたのであります。

これが今度は各大臣が行えるように拡大をいたします。そのこと自身が統制強化ということでありますけれども、この点については、今まで、今度の国会で何度か議論されておりますので重複は避けますけれども、これは是正の要求に対し不服がある場合は係争処理委員会に審査の申し出ができるというふうになっております。さらに、係争処理委員会の審査の結果、または勧告に不服がある場合には地方自治体は裁判に訴えることがであります。

そこで伺いますけれども、係争処理委員会に審査の申し出をして自治体が直接裁判に訴えるという方法もとり得るのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○國務大臣(野田毅君) 結論においては前置主義という形をとっています。

今回の大きな特色は、今まで機関委任事務、団体事務、こういう形で地方団体の事務が整理され、機関委任事務についてはまさに国が上級官庁であり地方団体が下級官庁という位置づけの中で、少なくとも上意下達という形であって、国と地方との間の係争処理という発想は全くございませんでした。

同様に、今度団体事務というものが基本的に自治事務という形になり、機関委任事務が法定受託事務という形になってきたわけで、その機関委任事務の中でも見直しをして法定受託事務にそのまま

ま自動的に行くのではなくて、自治事務に整理をしていくというのも行つたわけです。

そういう自治事務に整理されたものについて、これは過去も団体事務とされたものでも国からの関与があつた場合に、それに対する係争処理といふ発想はなかつたわけあります。それを今回、いすれの場合も国からの関与については、第三者機関によるそういう係争処理という形での不服の場合は処理の姿をつくつたと、こういうことでございます。

ちょっと長くなつて恐縮でしたが、この点で、今御指摘の問題については、地方分権推進委員会の第四次勧告において、国の指示等の関与について地方公共団体が従わない場合は、国からも審査の申し出が行えるという形で勧告がなされておつたわけですが、その後、政府内において検討を進めの中で、国からの審査の申し出の方は法律には盛り込まない、自治体からのお申し出に基づく形での係争処理制度に入る、こうしたことになつたわけです。それは、これは是正の要求や指示など義務を発生するという形をとつておるものですか

員会を経由しなければ訴訟に訴えることができない、こうのことになつているわけなんですね。国の方はなぜ係争処理委員会に出す必要はないのか、ここのことろをもうちょっとお願ひしたいと思います。

○國務大臣(野田毅君) 基本的に国からの関与について是正の指示なりあるいは要求なり、その他関与についてもそれに従う、その要求に基づいては、このところをもうちょっとお願ひしたいと思います。

したがつて、それに従わない場合に国からの係争処理をやるかどうかというケースもあるかと思いまます、むしろ国との関与について不服がある場合に自治体の方からの係争を入れた、つまり国から見れば法的義務を課しているということから、実質上國から係争処理の手続に入るという実益は乏しいというものが大きな判断根拠であります。

○富樫練三君 ということは、地方自治体は違法なことをやる場合があるかもしれない、適正を欠かないかというふうに感じるんです。

したがつて、國の方から係争処理委員会にあえて審査の請求をする、申し出をする必要はない、

それが正しいんだ、間違えることはない、だから結論としては地方自治体は國の是正の要求に対しても、実質上國から係争処理の手続に入るという意味ではないかと、そういうふうに思います。

これは、國と地方が対等、平等だといつても、実は國の方が常に優位にある、こういうことになるのではないかと思うんです。このところについての総理の認識はどうでしょうか。

○國務大臣(野田毅君) くどいようですが、國から第三者機関に申し出をするという実益がないと申上げた。それは、國からの是正の要求なりは正の指示については法的な是正義務を地方公共団体は課せられている。したがつて、地方公共団体が要求なりあるいは是正の指示の國の関与の内容に不服がある場合に、まさに第三者機関に係争処理にかけるわけです。

その勧告、係争処理委員会のお裁きといいますか、それについてなお問題があるという場合は当然のことながら本来の行政訴訟の世界に入るわけであつて、そういう意味では、裁判所において國の指示なり要求なりということが正しかつたか正しくなかつたか、つまり法的な適正さといいますか、最終判断が司法において行われるということは、この法律の中でもそういう手順になつてているということはもう一遍申し上げておきたいと思います。

○富樫練三君 國の方がもし間違えている場合は地方自治体が係争処理委員会に訴えて、その結果にさらに不服がある場合は裁判といふことなんですが、機関委任事務が法定受託事務に訴れて、この法律の中にもう一つの要請にもこたえることが必要である。これができるという判断からであります。

○富樫練三君 ヨーロッパの場合は、國によつて

正確さ、そういう点では不備なものだらうといふうに思います。そういうところを通じなければ裁判までは行けない、こういうふうにワンケンツーションそこに置いたというところにやはり問題があるというふうに言わなければならないと思うんです。

要求が過去にあったわけですから、これは調査を行つたのであるが、その結果は、この問題は、地方自治体の固有の事務に対する是正要求であったのか、それとも機関委任事務に対する是正の要求であったのか、そこについてちょっとお知らせいただきたいと思うのです。

現行のは是正または改善の措置要求が発動された例についてのお尋ねでござりますが、資料として把握している限りでは、昭和三十年代に八件あつたものと承知をいたしております。

いすれも都道府県が市町村に対して行つたものでありまして、うち一件は福島県において新市町村建設促進法に関する事務について行われております。他の七件は兵庫県において生活保護に関する事務についてなされております。それで、新市町村建設促進法に関する事務は団体事務に関するものでございます。生活保護に関する事務は機関事務、委任事務、そのように承知をいたしております。

三十年代と言いましたけれども、正確には最後は三十四年、一九五九年であります。この間三年間に八件行われているようでありますけれども、それから見ますと、現在はもう既に四十年たつているわけです。四十年間は一度も行われていない。一度も行われていないことの四十年の間は、國の判断に基づいても地方自治体は法律違反や適正を欠く、あるいは公益を害する、そういう事態はなかつた、こういうことだと思うんです。そういうものをなぜ今回継承して、かつ各大臣に拡大して、同時に、今答弁がありましたけれども

○國務大臣 野田毅君 今までたびたび御答弁申
し上げておるんですが、自治事務の処理につい
て、「法令の規定に違反していると認めるとき、
又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害
していると認めるとき」、本来こういうときは基
本的にまず地元の住民なり地元の自治体自身が自
主的には是正をする、つまり、そういう自律的な作
用によって改善措置が講ぜられるというのがあります
大原則であると考えております。
しかし、残念ながら、そういう場合でもそのま
ま改善が加えられなくて放置されて、その結果、
自治体自身の行財政が混乱したり停滞したり著しく
支障を来す、そして混乱をするような場合には
これは放置できない、そういう場合に国が、各大
臣が是正を求めることができる、こういう規定で
ございます。したがつて、これはそれほど強権的
な発想でも何でもない、私はそう思っています。
それから、同時に、その要求自身に不服がある

も、都道府県知事が市町村に対して行つたものでありますね。これは県が独自の判断でやつたものではないであります。機関委任事務の場合は国が委任しているわけですから、国の指示によって都道府県知事が市町村長に対して是正の要求をした、こういう関係だというふうに思います。こういうことで、これをまた引き継ぎやるということでありますから、そういう点で言えば、法案の提案者であります総理大臣が言つております上下士従の関係、総の関係から対等、協力の横の関係に転換し、地方の自己決定、自己責任を尊重するという地方分権の基本方針、この分権の流れに対して、これを継続させるとということはそれにに対する逆流ではないのか、こういうふうに思うんですけれども、これは是正の要求を引き続き今後も続けるということが統制強化そのものだというふうに思うんです。

この是正の要求を削除するのが当然ではないのか。地方分権ということで制度を大きく改めようというのであれば、これは削除すべきだとい

○富樺練三君 私はさつき言いましたけれども、過去四十年間にわたってこういうことは行われてないわけなんです。人々が一地方自治体が間違えたとき、絶対ないとは言えないかもしませんが、ただ四十年前に行われたのも、これは福島県の場合も兵庫県の場合も、それによつて地方自治体にあるいは住民の暮らしに重大な混乱を招いた、こういう事態ではないんです。

そういう事態で四十年間経過しているわけでもありますけれども、今、大臣が答弁で言いましたけれども、もしも地方自治体が間違えた場合には、現在でも地方には議会があります、議会がまずチエックをする、そして住民監査請求あるいは行政訴訟、そして住民投票を求める条例制定運動、こういうものもあります。さらに、住民自身が知道府県知事や市町村長を選出したりあるいは議員を選出する、そういう選挙の制度もあります。

ですから、まずみずから決めてみずから責任を負うということであれば、地方自治体がみずかんこれを改善していく、これが原則だと思うんで

というのであれば、国、地方の係争処理の手続に入ることも可能なわけでございます。そういう意味で、この改正前においても御承知のとおり是正措置要求という条項があつたわけであります。そういう点で、基本的には今回新たにそういつた関与の仕方を設けたというのではなくて、先ほど來御指摘がございました八件の事例、その万ヵ月が一の措置としての規定をしておるものである、私はそのように認識をいたしております。

いずれにしても、国、地方が両々相まって、対立するのではなくて、住民福祉の向上のためにとにかく汗を流していかなければならぬというのが一番の基本であると考えております。

○國務大臣(小淵恵三君)　ただいま担当大臣から御答弁申し上げましたが、結論から申し上げれば、今回の改正における関与の抜本的見直し全般を考えますれば、是正の要求の規定が地方分権の趣旨に逆行するものとは考えておらないところでござります。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。
自治事務に対しましては、法律数で申し上げますと、從來から規定が設けられているものが二十本、今回改訂で規定を設けることとしたとしておりますのが十五本でございます。
例えば申し上げますと、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の関係の報告、検査の關係、それから厚生省関係では医療法、身体障害者福祉法あるいは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、こういった関係の報告の徴収あるいは緊急時における厚生大臣の事務執行の關係、それから漁業法などでは大臣の指示、それから建設省の建築基準法によります特定行政庁に対する指示、こういったこととござります。
○富樫謙三君 今、建設省関係で建築基準法の改正、指示というふうにありましたけれども、その建築基準法の改訂部分の中心点はどういうふうになつていますか。

す。そこを信頼できなくて、それを信用できませんで、國が手を加えなければ地方自治体の間違いは直らないんだという態度がこの是正の要求の中にははつきり出ていると思うんです。ですから、そういう点では、総理が言うみずから手で自立的に是正される。これが前提だと書いておりますけれども、その自己決定、自己責任と是正の要求は両立しない、こういうことだと思うんです。

さて、そういう点で次の直接執行の問題に移りたいと思います。

自治事務に対しての代執行はないということは、これは将来もないということを大臣が委員会で答弁しております。そういう中で、代執行はなんだけれどもそれにかわるもの、こういうことで自治事務に対する並行権限の規定による國の指示及び直接執行があります。この並行権限は從来からあつたわけありますけれども、今回の個別法の改正によって新たに並行権限規定が設けられたのは何件あり、その中身はどういうものですか

<p>○国務大臣(関谷勝嗣君) 今回の建築基準法の改正のポイントあるいは基本的な考え方でございますけれども、まず建築基準法に基づく事務がこれ何といいましても住民にとって身近な行政である、したがって、先生の御指摘のようにであります。身近な地方公共団体が行うことが望ましいということから、ごく一部の、ごくごく一部でござりますが、法定受託事務を除き、地方分権の趣旨にのつとつて自治事務とするということにいたところでございます。</p>
<p>○富樫練三君 要するに、機関委任事務であった建築確認事務を自治事務にしたということでありますね。自治事務にした結果として、従来のような機関委任事務と違つて代執行をすることは難しいということですね。しかしながら、何らかの形で強力な関与の道を残しておきたいということとで新しい基準を設けたということではないんですね。しかし、中心点は、</p> <p>そして、その新しい基準というの、建築確認事務の処理について直接関与する基準として、一つは多数の者の生命または身体に重大な危害が発生するおそれがある場合、もう一つが国の利害に重大な関係がある建築物に關し必要があると認める場合、この二つの基準を設けて、これを建築基準法の十七条に入れた、ここが中心点だと思うんです。</p> <p>そこで、伺うわけですけれども、第一の多数の者の生命または身体に重大な危害が発生するおそれがあると認める場合は、國の関与の仕方は指示までなかなか実行まで行くのか。それについて、いかがでしょうか。</p> <p>○国務大臣(関谷勝嗣君) 国の利害に重大な関係がある建築物、あるいは多数の者の生命または身体に重大な危害が発生するおそれのある場合に限定をして適切に処分を行うように指示ができることとしたわけでございます。</p>
<p>さらに、國の利害に重大な関係がある建築物について、この指示に従わない場合には、大きな歯止めがかかるおでございまして、これはもう万々、たびたびこういうようなことが起こる事例ではございません。先ほど事務局から答弁をいたしましたように、四十年間にわたってそういう制度にいたしておりますから、あらゆるといいますから、審議会の確認を得る手続を経た上で直接建築確認等の処分を行なうことができるというふうに私は認識をいたしております。</p> <p>○富樫練三君 結論から言うと、こういうことになるんじゃないですか。</p> <p>国民の命がかかつているとき、すなわち多数の者の生命または身体に重大な危害が発生するおそれがあるとき、これは、こういうときは指示までの間には、いろいろストップバーがかかることがあります。それがかかると、だれども最終的には直接執行も行うと。こういふことです。今の答弁の中身は、</p> <p>しかも、建設大臣の衆議院での答弁によると、そういう國の利害に重大な影響がある、それで予想される建物というのは、原子力発電所や防衛施設の建設などに伴う建築確認行為だと、こういうふうに答弁されているわけです。そうしますと、國民の命よりも原子力発電所や防衛施設の方が重いんだと、こういうことになりますか。</p> <p>私は、一般的に國民の命や健康が危機にさらされているときに、それを守るために國が緊急に権限を行使する、こういう場合はそれは一般論としても、國民に対しても國が最終的にきちんとやる。こういうことがあったとしても、それも直接執行と</p>
<p>いう場合には、当然のことながら住民や地方自治体の理解、納得、その上で行なうことが大事だというふうに思っています。</p> <p>ましてや、これが自治事務の場合はなおさらのことだと思うんです。理解、納得抜きで上から強行することが何で対等、協力、横の関係だと言えます。この点についてはつきりさせていただきたいと思うんです。</p> <p>○国務大臣(関谷勝嗣君) 先ほど答弁をさせていただきましたように、法定の合併協議会の設置については、まず合併関係の市町村同士の自主的、主体的な話し合いに基づいて設置されるけれども、この統制、強化という側面の三つ目の問題でありますけれども、合併特例法、この問題であります。</p> <p>今度の改正では、都道府県知事は市町村に対する合併協議会設置の勧告ができる、こういうふうにしております。本来、合併は市町村や住民が自主的に判断することが大事だというふうに考えますけれども、総理の合併に対する基本認識をまずあります。</p> <p>○国務大臣(小淵惠三君) 市町村合併は、地域のあり方にかかわり、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼす事柄であることから、市町村や</p>

機運が盛り上がっている、にもかかわらず関係の市町村の方が行動を起こさないような場合とか、いろんなケースが想定されるわけあります。

いずれにしても、都道府県というのは当然のことながら地域の実情を熟知しておるわけであります。元の皆さんのが主役となって合併の機運を盛り上げて、この合併協議会が設置され、あるいは合併自体の是非も含めてその地域で話し合いが行われることが一番望ましい。もちろん、それぞれの地元の皆さんのが主役となって合併の機運を盛り上げていただくことが一番大事なことであると、いうふうには考えております。

なお、これは、知事の合併協議会設置の勧告ということは現行法の中でも地方自治法の第二百五十二条の一第四項というのがあって、その中で、「公益上必要がある場合には、」これを行うことが可能であったということございますが、本法案における合併特例法の改正は勧告に際しての関係市町村からの意見聴取など合併協議会の重要な性に応じた手続を定めようとするものであつて、その地方分権の趣旨に沿つたものであるといふように考えております。

○富澤三君 今どういう基準があるのかというふうを伺いましたら、市町村がまとまりがある場合、それから市町村からの要請がある場合、機運が盛り上がっている場合、こういうわけなんですかけれども、例えば市町村がまとまっていてそれが自主的に合併しようではないか、こういふべきは別に勧告がなくても合併協議会の設置は可能ですね、やる気があるわけですから。市町村から要請がある場合、これはそれぞれ合併したいんだけれども、勧告がなければ合併ができない、合併協議会がどうしても必要なわけですから。

そういうふうに考えた場合に、市町村から要請

したことではないと思うんです。

ですから、上から勧告をして合併協議会を設置させるというふうにするというのは、実は実態と

しては、下からの盛り上がりは余りないんだけれども、上からむしろ合併させようというときには、ものではないかというふうに思っています。

どうも違うようですから、一言どうぞ。

○国務大臣(野田毅君) さつき厳密に申し上げたつもりです。つまり、住民サイドにおいて機運が盛り上がっている、しかし首長さんなりあるいは議会のサイドでいろんな意見があつて住民の要望になかなか沿えないというケースがよくあり得るわけであります。そういった場合に勧告をすると

いうことは大変有意義なことである。私はそう考えております。

○富澤三君 そこが住民自治や地方の自治権に対する恐らく考え方の大分違うところだろうと思う場合には、いずれそれはその首長さんや議会がそういう方向で話は進んでいくはず、こういうふうに思っています。それを焦つて上から勧告をしなければ、市町村長に言うことを聞かせなければ住民の要望が実現できないんだ、こういうことではない。これは考え方の基本が大分私はずれてるというふうに思うんです。

ところで、六月二十三日に全国町村会から國に對して「市町村の合併に関する緊急要望」というのが出されました。その中でこういうふうに言つております。「町村の意向を何ら聴くことなく、国会審議等様々な場において、将来の基礎的地方

ですから、この地方分権の議論の中で、実は合併特例法を改定して勧告をする、こういうことに

つい極めて警戒をしている、市町村の考え方とはその方向は違う、こういう意思表示が明確に出されているわけなんです。

そこで伺いますけれども、分権推進委員会の第

二次勧告、この中で合併問題に触れておりますけれども、その中では合併協議会設置の勧告、これは入っておりましたか。どうですか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

平成九年七月に行われました地方分権推進委員会の第二次勧告におきましては、都道府県知事による合併協議会の設置の勧告については、具体的に設置の勧告という表現はございませんが、都道府県は合併の推進のために必要な助言、調整等に努めるものとされていところでございます。

また、昨年四月の地方制度調査会の市町村の合併に関する答申におきましては、「都道府県知事が必要と認めた場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置を勧告し、合併についての検討・協議が幅広く行われるようすべきである。」という御提言をいたしておりますところでございます。

○富澤三君 第二次勧告について、具体的に

協議会設置の勧告ということは入っていない、助言、調整だと。助言、調整と合併協議会設置の勧告ということとはかなりこれは性格が違うわけですから、そういう点では閣議決定をした分権推進計画、ここで初めて入ったのではないかというふうに思つてます。

そういう点では、例えば地方分権推進委員会の委員長であります諸井慶さんは、こういうふうに言つておるんです。これは、先日七月一日に参考

れば明らかに自主的な合併ではなくて上からの合併の押しつけだ、こういうふうに言わなければならぬと思うんです。これでは全国町村会あるい

は分権推進委員会の勧告、七月一日の参考人質疑で四人の方はそれぞれ自主性を尊重すべきだ、上から押しつけてはならぬ、こういう発言もしているわけでありますけれども、こういう意見やあらゆる角度からこうやって検討してきた方向とは完全に違つ、まさに政府の独断で進めようというものではないでしょうか。

こういう点で、今度の合併協議会の設置の勧告、これについて地方自治あるいは地方分権、この流れとは反対の方向なんだというふうに私は思はりますけれども、総理はどういうふうに思いますか。

○国務大臣(小淵惠三君) 今回のこの法律は、こうした各市町村の合併につきましては自主的に進められるということでございまして、先ほど来自治大臣から答弁申し上げておりますように、それ

ぞの地域が自主的にこの問題について合併を行つていくということでございますが、国といたしましては、これをえて強制するということではありますせんけれども、そうした大きな方向性について、この国におけるそれぞの三千を超える市町村が合併するという形の中で地方自治が守られていくという形のものとなつていくことを願つて、こうした法律を出させていただいていると

うことでござります。

○富澤三君 時間ですから、終わります。(拍手)

○日下部謙代子君 おはようございます。社会民主主義連合の日下部謙代子でございます。

冒頭に申し述べておきたいことがあります。四百七十五本もの法律を含む地方分権推進一括法案と内閣法の一部を改正する法律案外十六本の中央省庁等改革関連法案は、それぞれに膨大な体系でございます。その上、我が国の行政システムの歴史的な転換とも言うべき重要な意味を持つております。にもかかわらず、國民の納得と理解に資する議論を展開するにはほど遠い不十分な審議

期間でしかなかったことを非常に残念に思う次第でございます。

では、地方分権推進一括法案から始めさせていただきます。

まず、自治事務に対する国との関与のあり方についてお尋ねいたしたいと存じます。

自治事務に対する是正の要求が発動される要件は、違法な事務処理が自主的に是正されない結果、自治体の行財政運営に著しい支障が生じる場合に限定されるという意味の御答弁が本委員会でなされております。この著しい支障というのは、国にとって著しい支障なのか、あるいは住民にとっての支障なのか、いずれでございましょうか。

○國務大臣(野田毅君) お尋ねしたいと存じます。

○國務大臣(野田毅君) 各大臣がその担任する事務に関して、都道府県の自治事務について是正の要求をする、その場合の前提条件といいますか要件というのは、その自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、または著しく適正を欠き、かつ明らかに公益を害していると認めるとき、そのときにはその違反の是正または改善のため必要な措置を講すべきことを求めることがで

き、そういうことになつておるわけです。
つまり、法令違反あるいは著しく適正を欠いて明らかに公益を害しているというような状態、こういう状態のときには、本来ならば議會なり自治体自身の手によって、住民のチェックのもとで、自律作用として自主的な是正改善措置が加えられるというのが当然の本来のあるべき姿である。

しかし、そういう場合でもなおかつ、なかなかそれができないで放置されているというとの結果、結果としてその自治体の行財政が混乱をしたり停滞をしたりというようなことによつて著しく支障が出ているというような場合には、もちろん当然その住民にとって支障があるということでもあるわけです。しかし、同時にまたそれがその自治体自身だけの問題ではなくて、それが放置できない状態に至っているという意味では、その法令の適用について国にとつても支障があると言つて

もいいと思います。

そういう意味で、そのどちらかでなければならぬという決め方というのには必ずしもどうかなど、私はそういうふうに考えております。

○日下部穂代子君 これは住民にとってと国にとってどいうのは同じぐらいの重みとすることでござりますか、今、最後の方のお答えは。

○國務大臣(野田毅君) そういうどちらかというような対立概念ではなくて、それはケース・バイ・ケースだと思います。住民にとって極めて大きな支障があるというケースもあれば、場合によつて、住民だけにとどまらないで国のいわゆる公益そのものにとつても大きな支障を来すというケースもあるわけですから、必ずしも常にどちらかということではないと思います。

○日下部穂代子君 やはり私は、これは住民にとっての支障ということの観点に立つべきではないかなというふうに思うわけでござります。

住民にとっての支障ということになるとすれば、この第二百四十五条の五が予定するような違法な状態、あるいは今おっしゃいました著しく適正を欠き明らかに公益を害する事態が発生した場合には、やはりその地域において地域の住民が自

主的に、その地域においてその是正が図られるというの、私はこれは地方自治の本旨ということではないかというふうに思うわけなんですね。それが、私はこれは地方自治の本旨ということになら、裏を返せば法的義務があるからこそ、その是正義務があるからこそ國地方係争処理委員会の対象になるんだということになるわけで、ぜひその辺も、必ずしも明文のことでの勧告の中身ではなかつたけれども、考え方としてはそう基本的に変更しているようなものではないということはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○日下部穂代子君 御理解をとおっしゃいましたがにも書かれていた規定だというふうに私は記憶しております。したがいまして、私はこの規定というのは二つの意味で削除されるべきではないかなというふうに思うわけでござります。

それでは次に、國地方係争処理委員会についてお伺いしたいと思います。

自治体が國の関与に問題があると考えるときには、國地方係争処理委員会に申し出ることになるわけになりますが、その委員会の勧告に対しまして

うふうに思います。

○國務大臣(野田毅君) ここは大事なところなので一言申し上げたいんです、法律の適用が地域によつて異なるということではやっぱり困るわけですね。この國權の最高機關たる國会において定められた法律の運用、それが自治事務だからといふことではぐあいが悪い。そういう意味で、單にその地域における自治事務だからその地域の住民にとってどうかということだけの判断ではなくて、法令が適正に運用されるということは法治國家として大事なことでありますから、そういう意味で単なる地域の住民にとって支障があるのかないのかといふことだけがその判断になるものではない、そのことが決して地方自治を何か圧迫するような話ではないということはぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから、勧告になかったというお話をあつたんですが、是正の要求自体は当然のこととしてあつたわけでありまして、ただその法的義務をつけるかつけないかというようなことについての議論は、そこまで十分な書き込みがなかつた。ただし、國、地方係争処理の対象にするということから、裏を返せば法的義務があるからこそ、その是正を経ますけれども、總理大臣の任命でござります。

○日下部穂代子君 この處理委員会というのは國家行政組織法のいわゆる八条機関でござりますね。八条機関といふのはいわゆる審議会というような形でござります。五人の委員といふのは、國会の承認は経ますけれども、總理大臣の任命でござります。

○國務大臣(野田毅君) この第三者機関といふのは、國と自治體が対等であるかどうかとすることを保障する非常に重要な私は意味を持っているというふうに思うわけでござります。したがつて、独立性が高い三条機関あるいはまた國会に置くということによって権威を持たせるというように私は考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

○國務大臣(野田毅君) この点については、今御質問の中でもお話ししましたように、その任命について極めて厳しい政治的な中立性あるいは公平性、そういうことを保障する形をつくっております。したがつて、いわゆる事柄の公平性、中立性は十分に確保できるものであると考えております。

起こすことはできないわけでござりますね。といふことは、当然、國の機関である係争処理委員会が出した勧告には國は従つと考へてよろしいので

しようか。

○國務大臣(野田毅君) 改正後の地方自治法の第二百五十三条の十八というのがございまして、その中で「委員会の勧告があつたときは、當該勧告を受けた國の行政府は、當該勧告に示された期間内に、當該勧告に即して必要な措置を講ずるとともに、その旨を委員会に通知しなければならない」という規定があるわけであります。

つまり、これは國と行政府は勧告に即して必要な措置を講ずることが制度上義務づけられた立場に置かれたということになると考へております。

○日下部穂代子君 この處理委員会といふのは國家行政組織法のいわゆる八条機関でござりますね。八条機関といふのはいわゆる審議会といふ形でござります。五人の委員といふのは、國会の承認は経ますけれども、總理大臣の任命でござります。

○國務大臣(野田毅君) この第三者機関といふのは、國と自治體が対等であるかどうかとすることを保障する非常に重要な私は意味を持っているというふうに思うわけでござります。したがつて、独立性が高い三条機関あるいはまた國会に置くということによって権威を持たせるというように私は考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

○國務大臣(野田毅君) この点については、今御質問の中でもお話ししましたように、その任命について極めて厳しい政治的な中立性あるいは公平性、そういうことを保障する形をつくっております。したがつて、いわゆる事柄の公平性、中立性は十分に確保できるものであると考えております。

それから、事柄の性質上、三条委員会まで持つていくかどうかということは、むしろそちらの方がかえつて行政機構を肥大化していくことにつながつていくのではないか。それから、率直に申し

上げて、そうしようつちゅうしようつちゅうこの事柄が出てきてくれるのもなかなか困ったことであると、私はそう思います。そういう意味で、このようない形で国地方係争処理委員会について御提案を申し上げておるわけです。

○日下部福代子君 次の問題に移ります。
法定受託事務の立法のガイドラインについてでござります。

法定受託事務の定義というが、地方分権推進委員会の中間報告、それから指針、勧告、地方分権推進計画、そしてこの地方自治法の改正案と、次第に変化していっているということは、既に衆議院そしてまた本委員会における審議においてもこれはしばしば指摘をされたことでございますが、今後、政令によりまして法定受託事務が設けられることになつております。今度、新たな事務をどういう性格の事務として位置づけるかという問題も出てこよなかと存じます。

そういう立法に当たりまして、やはりその事務の振り分けをする基準というものが、そのガイドラインというものがどうしても必要になつてくるのではないかというふうに思いますが、いかがございましょうか。

○国務大臣(野田毅君) 法定受託事務の創設は、将来にわたつて厳に抑制されるべきものであると考えております。

この点については、衆議院における審議の中でもさらに重ねて修正が加えられまして、その中で、「法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにする」ということとか、あるいは既に法定受託事務とされたものについても、「検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする」というような形で条文が追加をされておるわけございます。

同時に、この法定受託事務について、まずその定義と要件を明確化したわけでありまして、この点で地方分権推進計画、これは閣議決定でございましたが、八つのマルクマールを示して、そのマルクマールに即して事務整理を行つたわけです、

つまり法定受託事務にするか自治事務にするか。

このマルクマールは、今後においても政府内における一定の規制基準として機能するわけでござります。

それから、最終的には、国会で法律がつくられる場合、当然その審議の過程の中で、今申し上げましたような法定受託事務とすべきか否かということについての御審議が十分に行われることであ

る、そういう意味でチェックが行わることになります。その際に、ぜひ判断材料としてその一助にするためにも、今回、ばらばらでは比較考

量がしにくいということもあるろうということで、

地方自治法の別表、政令に定める法定受託事務に

ぞれ網羅的に掲げるということにして、比較をし

やすいような工夫をしたところでございます。

いずれにしても、今後、法令で新たに地方団体

の処理すべき事務ということが設けられるような

場合には、できるだけ法定受託事務をつくらない

ようにする、自治事務にしていくという考え方の

もとで適切な区分がなされていくと考えております。

○日下部福代子君 次の質問をさせていただきました。

これまで中央の地方コントロールというのは、一つは権限、一つはお金、そして人によるというふうに言われてきたわけでございますが、中央官僚がこれまでと同じように自治体の役員とか幹部職員として天通り、出向している、それではなかなか上下主従関係は変わらないのではないかといふふうに思うわけでございます。人的な面でも対応で、市町村都市計画審議会の政令についてお尋ねいたします。これは建設大臣にお尋ねしたいと存じます。

町づくりというのは、これは市民自治の非常に

かなめともいるべきものだと思います。自分たち

が住むところを自分たちの手でつくり上げる、こ

れは当たり前のことであります。しかし、なかなか今までそれが当たり前ではなかつたようなのが現状だというふうに思うわけでございます。

今回、都市計画が自治事務に区分されました。

そして、市町村都市計画審議会が法定されたとい

うのは評価すべきことだというふうに思います。

しかし、審議会の構成というのを政令で拘束する

というのは、やはりこれはいささか問題があるの

ではないかというふうに思います。

衆議院で、市町村の独自性が損なわれるこの

こととは、相互の理解の促進、人材の育成、組織の活性化等の面で意義あるものと考えております

して、地方分権の推進という考えも踏まえつつ、相互対等交流の促進を原則として、各地方公共団体との協議に基づいて行うべきものと考えておる

ところでございまして、中央から地方に対する権限の行使というような立場でなく、まさに両々相

まってお互いの意思の疎通を図つていくというと

ころに意義のあるものと考えておるところでござ

います。

○日下部福代子君 今、総理がお答えになりまし

たような、いわゆるいい意味での人的交流という

ことは望ましいと思うのですけれども、これまで

の経験によりますと、やはりそれが権限の行使に

なる、あるいはまたそれに利権が絡むという、そ

の結果、非常に残念な事件も出てきているわけでござります。そういうこれまでの過去の経験とい

うものをきちっと踏まえた上で、交流ということに

に、ぜひともそういう形での交流ということにす

るためにさまざまな配慮、そして意識の改革と

いうことも必要だというふうに私は思います。そ

れをつけ加えさせていただきたいと思います。

次の質問に参りたいと思います。

市町村都市計画審議会の政令についてお尋ねいたしました。これは建設大臣にお尋ねしたいと存じます。

町づくりというのは、これは市民自治の非常に

かなめともいるべきものだと思います。自分たち

が住むところを自分たちの手でつくり上げる、こ

れは当たり前のことであります。しかし、なかなか

今までそれが当たり前ではなかつたようなのが

現状だというふうに思うわけでございます。

今回、都市計画が自治事務に区分されました。

そして、市町村都市計画審議会が法定されたとい

うのは評価すべきことだというふうに思います。

しかし、審議会の構成というのを政令で拘束する

というのは、やはりこれはいささか問題があるの

ではないかというふうに思います。

衆議院で、市町村の独自性が損なわれるこの

こととは、相互の理解の促進、人材の育成、組織の活性化等の面で意義あるものと考えておりま

うなお言葉をいただいているようには私は思いますが、これでも、ここではつきりと委員への公募市民の参加を認めるというお言葉はいただけないのでございましょうか。

○国務大臣(閇谷勝嗣君) 結論から申し上げます

れば、市民参加というのとは、これはもう私も当た

り前のことと思っておるわけでございまして、県

単位では先生御承知のように審議会というのが今

まであつたわけですが、今後、市町村におきましても都市計画審議会というものが法律的に確立されたわけでございまして、それも大きな

私は前進だろうと思つておりますが、市町村の独

り性が損なわれない方向で検討すべきであるとい

うこととはまず基本の認識だらうと思つております。

そういうようなことで、現在、その市町村都市計画審議会のあり方につきまして、その実態であるとか市町村の意向を調査しているところでございまして、その結果を踏まえて適切に対処していく

べきと思つておるわけでございますが、公募と

いう方法がいいのかどうか、そのことが少し私、

まだひつかつておりますが、極力前向きで対処

していきたいと考えております。

○日下部福代子君 ぜひその前向きの方向をさら

に進めていただきたいなとうふうに思います。

行政と都道府県との連携の問題でござります。

この法案では、都道府県の行う役割について、

これが実質上、位置づけられていないといふふう

に私は思つてございます。連携ということが

必要だと言わながら、自主的におやりなさいと

いうような形になつてゐるよう思つておるわけでござります。特に地方財政が危機である、そういう中

で国がナショナルミニマムとしてすべてのことを

行うというふうな形になりますと、地方は雇用対

策から引き揚げてしまうというふうなおそれもあるわけでございます。

ですから、国と都道府県の連携を引き続き行

う、そして雇用施策のサービス低下を来さない、

そういうことのために、特に都道府県が公共職業

安定所の求人情報というものを全面的に活用でき

るような仕組み、そしてまた必要に応じて職業紹介を自主的に行えるような措置というものが必要だというふうに考えますが、大臣いかがでございましょうか。

○國務大臣(甘利明君) 今回の一括法の中で雇用対策法が二項目改正になりました。先生御指摘のとおり、国の施策と相まって地方でも対応する施策を組む、あるいは国と地方が連携していくという項目が盛られているわけであります。

今回の行政事務の整理統合を受けまして、県の組織に入つております國の職員はその組織から引き揚げて県の労働局に統合されるということになります。そうしたときに、県本体の物理的な職員数というのは、今まで御指摘のとおり、かなり少數になりますけれども、その連携施策、県の企業立地情報あるいは生活関連情報と雇用対策との連携というのは引き続きしていくわけでありますし、都道府県がどういうふうに自主的に雇用対策、県独自のものを組んでいくか、そこにはタップをどう充実させるかといふのは都道府県の主体的な判断によるものでありますので、これは県がそういうことを重視してくださるということに従つて、都道府県職員の重点配置ということがあわせて充実をしていただけると思っております。

それから、国は現場で、職業紹介と失業保険の給付あるいは職業訓練とを三位一体で取り組んでいるわけであります。国が行うと地域との一体性が薄れるというような御指摘が一部ありますけれども、それは国も現場で、職安はエリアごとに地域情報をしっかりとついているのでありますし、国がやるから地域との一体性が薄れるということはないんであろうと思います。引き続き地方自治

体との連携は常設機関の設置等を通じてしっかりと行つていただきたいというふうに考えております。

○日下部構造化子君 よろしくお願ひいたします。

次に、税財源の問題についてお尋ねしたいと存

じます。

野田自治大臣は、この「月刊地方分権」これ

は「ぎょうせい」から出ておりますが、そこでこ

ういうお言葉が入つております。「月刊地方分

権」の六月号でございます。

そこで、「権限と同時にカネによるコント

ロールを極力排していくこと」といふことでこ

の意味での地方の自主性は出てこないわけで

す。」「権限、カネで縛られていたら、自己責

任を負えない。」この税源配分というのはなかなか大変ですねといふ対談者、これは川島さんでございますが、の問い合わせに対しまして大臣は、

いや、そうでないですよ。補助金の問題より

もやりやすいと思います。大蔵省との調整をどう

するかということです。」というふうに非常にこ

の税源の問題については深い御理解を示してい

ります。大蔵省との問題をどうす

るかということなんだ、補助金の問題より易しい

んだというふうに自治大臣がおっしゃっているわ

けでございます。

そこで、大蔵大臣、私、代表質問あるいは本委員会の総括質問におきまして、税財源の移譲問題

につきましてお尋ねいたしましたところ、いわゆる我が国経済が年率2%の成長軌道へ乗つたなら

ば検討するというお言葉をいたいでいるわけでござります。ということは、2%未満のうちには全

ての税収の増加は、今四十数兆円でござります

から弹性係数を1・1としても一兆円に足りませ

ん、という状況はなかなか打開できないというふ

うに考えております。

私が申し上げようとしておりますのは、地方財

政も同じような形で非常に残念な姿でござります

から、これはよせんどうかしながら開拓できない問題である、国においても地方においても。それは

避けられない問題であります。それに反して、

今の状況でこの非常に矮小化された税収を二人で

持ち寄つてこれを分けてみても、結果というものが

大変いびつなというか永続性のないことでした

ない、そう考えるしか仕方がないと思っておりま

すものですから、永続的な問題としては。これは

る」というふうに定めておりまして、地方税財

源の充実確保というのは政府に課せられた責務で

ございます。したがいまして、やはり条件をつけ

る、前提をつけるということであつてはいけない

というふうに私は思うのでございますが、大蔵大

臣、いかがでございましょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) いつぞやもこの問題に

ついてお尋ねがございまして、ただいまお読みになられました法律の規定に関する限り、もうそ

とおりでございます。それを回避するつもりは全

くありませんし、今年度の予算編成におきまして

も、自治大臣とそういうことでかなり異例なこと

もいたしました。

私が申し上げようとしておりますのは、今の国

の税収というのは、ちょうど昭和六十二年の水準に戻つてしましましたので、十何年後退をいたしました。その間歳出は非常にふえておりますか

ら、当然今の財政というものは大きく国債に頼る

という異常なことになつております。もちろん、景気が正常化いたしましたら、これだけ大きな公

共事業等々は必要ないかもしれません。ただその

反面で、殊に福祉に関する支出は今後とも減ること

は到底ないと考えられます。

他方で、景気が回復いたしましたも、ただいま

日下部委員が言われました2%であるとしてもそ

の際の税収の増加は、今四十数兆円でござります

から弹性係数を1・1としても一兆円に足りませ

ん、という状況はなかなか打開できないというふ

うに考えております。

私が申し上げようとしておりますのは、地方財

政も同じような形で非常に残念な姿でござります

から、これはよせんどうかしながら開拓できない問題である、国においても地方においても。それは

避けられない問題であります。それに反して、

今の状況でこの非常に矮小化された税収を二人で

持ち寄つてこれを分けてみても、結果というものが

大変いびつなというか永続性のないことでした

ない、そう考えるしか仕方がないと思っておりま

すものですから、永続的な問題としては。これは

どうしてもそのときにならないと、このぐらいの税収があるからこう分けましょう、あるいはそのときには行政の方もこの法律の延長で再分配をしないでいいわけですが、この問題は避けて通れなければなりませんが、この問題は避けて通れないと

いうふうに私は思うのでございますが、大蔵大

臣、いかがでございましょうか。

○日下部構造化子君 その点におきまして、私はど

うしても理解をすることができないわけでございました。

どのくらいの税収があるかというその額の問題

を大臣は今おっしゃつたわけでございますが、税

収そのものの額とということだけではなく、やはりどういう構造をつくるのかと、その構造を変

う思つておるわけでございます。

○日下部構造化子君 その点におきまして、私はど

うしても理解をすることができないわけでございました。

どのくらいの税収があるかと、その額の問題

を大臣は今おっしゃつたわけでございますが、税

収そのものの額と、どういふことだけではなく、やはりどういう構造をつくるのかと、その構造を変

う思つておるわけでございます。

非常に不安でございますし、この分権ということに対しても確実であるというふうなそういう確信も持てないのでござりますが、何らかの形でこれは具現化していく、目に見える形でのお約束をいただきたいと存じます。

○國務大臣(宮澤喜一君) そういうふうな御心配を持つておられるということをこの前からも私はお尋ねから察知しておるわけです。

実は、ほうつておけない問題と私どもが思いましたのは、国の税収と地方の税収とある程度の大きさになりましたときに、さあ、行政の再配分もあつて、これをどう分けるかということはどうしても逃げられない。そのときに恐らくは分けるに関しまして税目をやっぱりやりとりすることにならざるを得ないだろう。所得税、住民税もございまますし消費税もございましょう、あるいはよく自治大臣が言われます法人税の外形標準というようなこともございましょうから、おののの税制の持つておる問題を洗いざらいしなきやならないと同時に、お互いの間でそれをどうやりとするかという、これはどうしても逃げられない。逃げたいとは思いませんが、とても逃げられない問題だと思つておりますのですから、その点はただんぜんとして先延ばしをすればいいと思っておりますが、なぜなら、これがどうしても逃げられないであります。

二%の成長といふものがいつ軌道に乗るか。仮に、今年度〇・五%というボジティブな成長がございました後、何とか二%程度の成長路線に入つて、それを見きわめた上で、今の仕事はどうしても逃げられないだろうと思っております。

○日下部謙代子君 大臣のお覺悟、御決意のほどは私ひしひしと伝わってまいります。しかしながら、それがどういうふうになつていくのかなど。今、洗いざらい全部整理し直さなきやならないと。そうしたら、どういう形で洗いざらいやつていこうとするのか。先ほど申し上げた、例えばプロジェクトチームをどういう形でつくつっていくのかとか、そういう体制というようなもの、そういうものだけでもお示しになれば、ああ、やつ

ぱりお言葉は具現化していくのだなという裏づけがきちっとできると思うでございます。

○國務大臣(宮澤喜一君) プロジェクトチームをつくることになるかもしませんし審議会かもしませんが、もっと端的には、今年度の予算を編成いたしますときに、国と地方とのやりとりといふのは全く異常なやりとりをしているわけでござります、これはいつぞや申し上げましたけれども。こんなことは自治大臣も私も長くやつてられないことがお互いにわかつているわけでございません。

ですから、予算編成という過程でおつかつてしまいますが、この問題は、予算編成という過程で何かしなければやめられないということがお互いにわかつてまいりますし、しかしそのときには、同時にやっぱり行政の再配分もしないと、財政だけの再配分ではできないねということ、これも逃げられない、そういうことにもなつてござるを得ない実情でございます。

○日下部謙代子君 どうも具体的な姿といふものをお示しいただけないで時間が来てしまいまして。非常に残念でございます。

そこで、総理にもう少し具体的に最後の締めをしていただきたいのでございますが、この税財源の配分の問題も含めまして、総理は今回の改革は二十一世紀に向けての第一歩だとおっしゃつております。第一歩ということは、第二歩、第三歩、第四歩というのがあるということが前提のお言葉であるわけでござりますね。やはりそういう第二歩に向かうその意志、御決意があることはもう十分にわかります。それをどのよう具体的な形で示すかということは、これは政治の責任、まさに政治家総理のリーダーシップの問題だらうというふうに思うわけでございます。そのことがまた、これまで門を開きましたよ、これまでの推進委員会の並々ならぬ努力に報いるということでござります。委員会の皆様は、ここまで門を開きましたよ、次はもう政治家の責任、政治の責任であるというふうなことを諸井さ

そこで、今後、地方分権改革について第二の扉をどのような形で開いていくとなつておるのか、御決意のほどをお伺いいたしまして、質問を終わります。

○國務大臣(小淵恵三君) 地方分権はまさに今や実行の段階を迎えておると認識いたしております。そのため、まずは本法案を今国会においてぜひとも成立させていただき、地方分権を具体的な形で進めてまいりたいと思っております。

ただ、私もこれをもつて地方分権が完成したとは考えておりません。今後とも、地方分権推進計画等も踏まえ、国から地方公共団体への事務、権限の移譲や、今お話しありました地方税財源の充実確保及び国庫補助金の整理合理化等、地方分権の一層の推進に向けて内閣を挙げて積極的に取り組んでまいる決意でございます。

○日下部謙代子君 どうもありがとうございました。(拍手)

○田村秀昭君 自由党の田村でございます。

閣僚の皆様、大変御苦労までござります。特に総理は、中国に行かれるぎりぎりまで、本当に御苦労さまでございます。

○日下部謙代子君 どうもありがとうございました。(拍手)

○田村秀昭君 ありがとうございます。

本日は、防衛庁の国防省昇格問題についてお聞きする前に、一点、厚生大臣に。衆議院で議論があつたと聞いておりますが、国民年金の未加入、未納の問題について、現在の国民年金保険料の納入の実情はどうなつてゐるのか。また、今回の見直しの後、市町村の事務でなくなつても問題は生じないのかについてお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(宮下創平君) 地方事務官の取り扱いをめぐりまして、国民年金の未加入、未納問題に関する確認的な御質問のように承つておりますので、多少細かになりますが、お答え申し上げたいと思います。

○日下部謙代子君 大臣のお覺悟、御決意のほどは私ひしひしと伝わってまいります。しかしながら、それがどういうふうになつていくのかなど。今、洗いざらい全部整理し直さなきやならないと。そうしたら、どういう形で洗いざらいやつていこうとするのか。先ほど申し上げた、例えばプロジェクトチームをどういう形でつくつていくのかとか、そういう体制というようなもの、そういうものだけでもお示しになれば、ああ、やつ

一%、納付組織などを通じた納付が一〇・五%、それから専任徴収員などの戸別訪問による納付などが一・三%となつております。

今後は金融機関を通じて直接納付することに改めますので、すべての日銀蔵入代理店、郵便局に窓口が拡大することとなります。また、平成十七年三月までは市町村窓口での保険料納付ができる措置を、三年間延長できる措置を講ずることとなりしております。

それから、納付組織などを通じた納付につきましては、市町村の御協力を得まして、従来どおりの役割を自主的に果たしていただけるよう、必要な経費につきましても配慮しながら働きかけてまいりたいと存じております。

なお、専任徴収員の活動の形態は多様でありますことから、今後の活用につきましては地域の実情に配慮した効果的な方法について検討してまいりたいと考えております。

○田村秀昭君 ありがとうございます。

省庁再編について、行革会議の最終報告で述べられているように、行政改革の理念と目標は、肥大化し硬直化した政府組織を改革し、重要な国家機能を有効に遂行するにふさわしい簡素・効率的・透明な政府を実現する。徹底的な規制の撤廃と緩和を断行して、民間にゆだねるもののはゆだね、國の関与をできるだけ減らして地方公共団体の行う地方自治へ移行させる。これが行革の最も基本的な前提であると私は考えております。

なお、最終報告では、二十一世紀の主要行政課題のトップに、「国際社会の平和と繁栄への貢献、國家主権の確保」、「わが国の平和・安全秩序の維持・確保」とうたわれております。防衛庁については、「政治の場で議論すべき課題である」と述べています。

にもかかわらず、国家の存亡にかかる安全保障問題を担当する行政機関を他の行政機関より一段格下の序に位置づけているのは、この論調からいつて理論矛盾しているのではないか。ましてや、防衛庁、自衛隊は国家機関そのもので

考
え
て
お
り
ま
す。

たが、経験と見識があられる委員の御指摘でありますから、今後に向けてよく勉強させていただきたいと思います。

○國務大臣（与謝野馨君） 行革会議で議論をして
いる途中はいろんな案が出て、いろんな意見が出
ましたが、現在政府が提出しているような方向で
政府の中も私が所属しております自民党の中も落
ちつきましたので、一応その方向で皆様方に法案
審議をお願いするというのが筋だろうと思つてお
ります。

○國務大臣(堺屋太一君) 私は、生涯の経験で一般公務員、經濟評論家、小説家と生きてまいりましたが、委員の御指摘のように軍事特性に対する理解がございませんので、この問題について特別この場で述べるほどの知識を持ち合わせております。

現在のところ、行革委員会が定められた方針が正しいと思っております。

が、今は小渕内閣の一員でございまして、総理か

らるこの経過等についての御説明がございまして。私としてもその方針に従つてやつてまいりました。

すが、今、総理からも御答弁がありましたように、政治の場においてなるべく早く決着をして国民の理解を得るということも必要なことではないかというふうに思つております。

は小渢総理がおっしゃいました。
でも、今回、防衛庁に関しましては、行革会議
で大勢の方に真摯な議論をいただいた結果、最終
報告で現状のような形になつたと受けとめている
ところでございます。

しかし、先ほど来各閣僚がおっしゃつてあるよ
うに、別途これは政治の場で議論するべきことで

あるということでおざいますので、私たち国会議員間はもとより、やはり国民一人一人が国を守るということはどういうことかというのをこれから時代は真剣に考えていくよう取り組んでまい

○國務大臣(有馬朗人君)　國の防衛というのは、やつぱり國家存続の基本だと思っております。その重要性は十分認識いたしております。また、行革会議のメンバーといったしましていろいろ議論をいたしました。省への昇格というか格上げというようなことも十分議論をさせていただいた次第で、

あります。先ほど御指摘のように、最終報告においては、今回の中央省庁の再編に当たっては、防衛庁は現状どおりにする、新たな国際情勢のもとにおける我が国の防衛基本問題については、別途政治の場で議論すべき課題とするとなつたところでござい

ます。これは先ほど御指摘のとおり、
しかしながら、私は、やはりこの問題は国民の
十分な理解が得られる形で議論しなければならぬ
いと思って、いるところでございまして、国民の
方々がどう考えていかれるか、この点について十
分な今後の議論を待つて、いるところでございま
す。

○国務大臣(宮澤喜一君) 閣僚の一人でございま
すので、この問題については政府の決定を支持い

たします。個人の意見はございますが、それをこの席で申し上げることは適当でないと存じます。

○國務大臣（小淵恵三君） 先ほども御答弁申し上げたと存じますが、改めて、この変貌いたしております國際情勢の中で、國民が自分の國は自分で守るという氣概を持ち、國として適切な防衛の体制をとらねばなりません、よろしくお手伝いください。

解が得られる形で議論が尽くされることが重要であると考えております。

に当たつておるわけでござります。そうした意味で、いろいろの御指摘はございましたけれども、私は、現在、自衛隊隊員諸君もその崇高な任務に当たつてみずから士気を持ち、士氣というのには志を持って対応しておると思っております。

在その任に当たつて十分懸命な努力をいたしておると認識いたしておると同時に、最高指揮官として、十分その気持ちを酌み取りながらその役割を果たしていくかと改めて決意をいたしておりますところでございます。

で、ありがとうございました。
認識はしているけれども今はしないというような結論のよくな感じなんですが、認識をしてやらなければ認識していないのと同じですから、これからぜひ政治の場で議論をさせていただきたいと思います。

けれども、今自衛隊のあらゆる航空機は雨が降つたら飛んでおりません。なぜか。事故を起こす可

能性があるからです。事故を起こされといけないというのが最も優先した価値観だからです。民間機は飛んでいても自衛隊機は飛ばないことがた
くさんあります。ですから、邦人救助に向かう飛行機は安全などころにしか行かない。安全などこ
ろだつたら民間機が行けばいい。

○菅川健君 本題の議案に先立ちまして、緊急の事案につきまして発言を若干お許しいただきたいたいと思います。

県を中心として全国各地に甚大なる被害をもたらしたわけでござりますが、特に私の選挙区でございます広島県では、死者、行方不明者合わせて三十二名、被害総額約三百四十億円を出しております。そして、昨日現在でも、国道、県道の不通箇所が二十六カ所、避難民、一千人余りが生命の不安とか生活の不慮に見舞われておるわけでござります。

政府におかれでは、地方団体と協力しまして、一刻も早い応急復旧と災害復旧、防災工事に万全を期していただきたいわけでございますが、小瀬総理には、関係住民が安心できるようなお答えをいただきたいと思います。

のたびの集中豪雨による災害につきまして、政府を代表いたしまして、被災者の皆さんに対し心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

今回の集中豪雨による災害の応急復旧につきましては、再度災害を防止するため、被災箇所の復旧を可能な限り迅速かつ円滑に進めていくとともに、被災者の生活再建を支援することいたして

ります。また、土石流やがけ崩れのような災害を防止するため、危険箇所の防災工事を促進する

とともに、洪水、はんらんや土砂災害の危険につきましても情報提供を一層進めることといたしております。さらに、危険な地域に家が建つことを事前に防止するため、法的な措置も含め有効な方策を集中的に検討することといたしております。

なぜ家がこのように建つておるかというような

ことにつきましても、大変事故が発生しやすい場所ではないかということを改めてこの報告を聞きながら認識をいたしたわけでございます。そうした点につきまして、改めて国土庁長官そしてまた建設大臣に、家屋を設置するような地域につきましてどのような対策が講ぜられるのかと云うことにつきまして指示をいたしたところであります。

もしお許しいただければ、どのような状況になつておるかにつきまして建設大臣からも御答弁いただきても結構だらうと思います。

○菅川健二君 国土府長官・建設大臣には早速被災地をお見舞いいただきまして、また的確な御指示をいただきましてありがとうございました。

今回の災害の実態にかんがみまして、ただいま総理大臣からお話をございましたように、特に広島県の場合、土石流、急傾斜地の危険区域が一万カ所以上に及ぶなど、全国でも一番多い危険箇所を抱えておるわけでございます。まだ危険箇所につきましては、まだ危険箇所に立ちまして、またただいまお話をございましたように、宅地造成の方につきましても見直しをする必要があるんじやないかというようなことを感じております。

それぞれの今回の災害の反省に立ちまして、さうに防災工事を促進していただくという必要があろうかと思いますが、それにつきまして、現地の実情に応じた的確な対策につきまして、ひとつ国土府長官・建設大臣に御見解をよろしくお願ひいたしたいと思います。

○國務大臣(関谷勝嗣君) 先ほど小渕総理から御報告をいたいたわけでございますが、現地へ視察に行きました。総理から指示がございまして、こういう事故が発生するたびに君が現地へ視察に行く、そしていろいろ対策を講ずるんだろうけれども、それだけではいつまでもそういうようなことが続く、もつとこれから宅地造成等々についても検討す

べきではないかという指示をいただきました。

それで、七月六日でございますが、昨年九月に設置いたしました防災国土管理推進本部を拡充し、その法的な措置も含めまして総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチームを発足したところでございます。

それで、これは大きく三つの点を重要視しておるわけでございまして、まず一つが総理の御指示がございましたこれから新しく建てようとするこ

とにに対する対策、いわゆる土砂災害のおそれのある地域における住宅等の立地抑制方策の検討。それから、今建つておってこれは危ないと思う場所をどのようにするか。例えば、その危険地域は買上げて他のところに移転していただくということも一つの方法ではあろうと思いますが、土砂災害のおそれのある地域における防災性向上方策の検討。それから三つ目が、今回もそういうようなことを多少言われましたが、避難及び住民への情報提供のあり方の検討。これは阪神・淡路の体験上、いろいろ情報の提供というのは刻々早急にと

おるものでございますから、なほどのように早期に的確にその地域の方々に情報を提供するかといふことでも、住民の方々から、まだ十分ではなかつた、時期が遅かったというような声も聞いております。

○菅川健二君 一昨日スタートさせたところでございます。住民の方々から、まだ十分ではな

くとも一つの方法ではあろうと思いますが、土砂災害のおそれのある地域における防災性向上方策の検討。それから三つ目が、今回もそういうようなことを多少言われましたが、避難及び住民への情報提供のあり方の検討。これは阪神・淡路の体験上、いろいろ情報の提供というのは刻々早急にと

おるものでございますから、なほどのように早期に的確にその地域の方々に情報を提供するかといふことでも、住民の方々から、まだ十分ではな

くとも一つの方法ではあろうと思いますが、土砂災害のおそれのある地域における防災性向上方策の検討。それから三つ目が、今回もそういうようなことを多少言われましたが、避難及び住民への情報提供のあり方の検討。これは阪神・淡路の体験上、いろいろ情報の提供というのは刻々早急にと

おるものでございますから、なほどのように早期に的確にその地域の方々に情報を提供するかといふことでも、住民の方々から、まだ十分ではな

くとも一つの方法ではあろうと思いますが、土砂災害のおそれのある地域における防災性向上方策の検討。それから三つ目が、今回もそういうようなことを多少言われましたが、避難及び住民への情報提供のあり方の検討。これは阪神・淡路の体験上、いろいろ情報の提供というのは刻々早急にと

おるものでございますから、なほのように

により一層国民の理解を得ながら、住民自治に対して盛り上がるその気持ちを体しながら本旨を徹底していく努力をいたしていかなければならぬことは、私も当然のことと考えておる次第

だと思います。その際に明確なお答えはなかつたわけですが、私は甘く見てもせいぜい三合目ぐらいではないかということを申し上げたわけでござります。そこで、私は甘く見てもせいぜい三合目でござりますが、私は甘く見てもせいぜい三合目でござります。その後、地方分権推進委員会の諸井委員長がこの委員会に参考人として来られまして、その発言をお聞きしておりますと、諸井委員長自身、この法案というは地方分権の出発点を築いた、扉を開いたというような位置づけにすぎないんだといふことを強調しておられたわけでござります。その点につきまして総理の御見解はいかがでございましょうか。

○國務大臣(小渕恵三君) 新しい時代にふさわしい我が国的基本的行政システムを確立するため、地方分権を強力に推進していくことが必要であると考えております。

本法案は、諸井委員長を中心とする地方分権推進委員会の委員の皆様が精力的な御審議を経てなされた勧告、そしてそれを最大限尊重して作成された地方分権推進計画の内容を法案化したものであり、私は決して今回の改革は過小評価されるべきものではないと考えております。

本法案は、明治以来形成された国、都道府県、市町村という縦の関係である中央集権型行政システムを変革し、対等、協力の横の関係を構築するものであり、平成五年の国会決議以来の一つの到達点であると認識をいたしております。今回の改革によりまして、戦後、日本国憲法によって保障された地方自治が古い衣を脱ぎ捨て、二十一世紀を迎えるにふさわしい姿となるべく力強い第一歩

として格別の御配慮をよろしくお願ひいたしたいと思います。

○菅川健二君 ひとと早く対応策を御検討いた

だときたいと思います。

そこで、これもたびたび議論にございますように、税財源措置がまだまだいいますか、完全に新しい形で欠落しておるという状況で、これから地方財源の充実強化、それから国庫補助金につきまして補助条件の緩和とか、あるいは一括交付金化とか、いろいろな課題があるわけでございます。

それから、法定受託事務につきましても、今後はやはり自治事務を拡大する方向で検討を重ねていくといふいろいろな課題があるわけでございます。そこで、これらの課題が大半であるという状況にあって、これから課題が大半であるという状況にあります。そこで、これらの課題を解決するため、克服するための今後の見通しと、そして推進体制について、総理のお考えをお聞きいたしたいと思います。

そこで、これらは、これまでの見通しと、そして推進体制について、総理のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○國務大臣(野田毅君) 特に、地方分権推進を名実ともに裏づけていく上で、その財源措置というものが極めて大事な意味を持つ、この点はつとに御指摘のとおりでござります。

問題は、それを具体的にどういう形で達成していくか。基本的な考え方は、既に地方分権推進計画におきましても、地方公共団体の歳出総額と地方税の税収の規模とが非常に乖離が大きい。したがつて、その乖離をどうやって縮めていくか。つまり、財政自主権を充実させていくためにはまず思ひます。それから同時に、それを補完する意味で、地域間の財政調整、交付税というシステムも不可欠でございます。

まず、そういう意味で一般財源をどういうふうに充実させるか。これに当たっては、ただ単に

既存の地方税の世界の中で考へるだけではなくて、もちろんその中には事業税のあり方などについて、当面の外形標準課税化への課題等々、抜本改革前にやるべきテーマもございますが、基本的に今申しました國、地方を通ずる税源の見直しということに立ち至らなければ根本的な解決はできない。

それを今本当はやりたいけれども、しかし今やるについては、大蔵大臣からもたびたび御答弁されておりますように、日本の経済の実態が余りにも異常な姿の中には、どの税目でどれだけの税収が入ってくるかということについて、国も地方政府もそれぞれの税目について安定した見通しといふものが立たない中で基本的な税源の見直しをやるということは、結果としてまたいざな大きなやり直しを迫られる事になるわけです。

そういう意味で、基本的に安定したそういうような展望をつくるためには、経済が安定する、何か早期に安定できる経済の正常化をまずもたらす、その次にやつていこうという手順についてはたびたび申し上げたところでございます。

それから、いま一つ、そういうテーマだけではなくて、もう一つの課題は補助金等々、国庫補助金、負担金等のテーマであります。

これも何とかして國、地方の仕事の見直しをさらに続けていかなければなりませんが、これに伴つて補助金の統合化をさらに進めていくなり、そういった過程の中でできるだけこれを一般財源化していくことの課題にも対応していかなければならぬ。そういう手順の中で財政の自主権といふものが確立されていくように努力をしてまいりたいと考えております。

○菅川健二君 今お答えがなかつたんですが、推進体制につきまして、昨日、朝日委員からも御指摘がございまして、また私、本会議でも申し上げたのですが、これから地方分権を本格的に進めようという段階におきまして、自治省が大くくりの中に、総務省の中に埋没と言つたらおかしいですけれども、一つのパーソンになつていく。それか

ら、地方分権推進委員会といふものも来年の七月には一応幕を閉じるという状況でございます。もとより、これから新しく総務大臣というのができて地方分権の立場に立つといった、例えば野田大臣あたりが総務大臣になつていただきまして強力に推進していただくことは大いに期待するわけでございますが、しかしながら、やはりこういったものは個人の能力によって差が出るという推進体制を中央省庁の中へビルトインしておくということが極めて重要ではないかと思うわけでございます。

この点につきまして、再度、総理から一言御見解をお聞きいたしたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) このたびこの法律の制定を御了承いただければ、このことは終わりの終わりではないわけでありまして、これから新たにスタートを切る、そのまま大前提が確保されるという認識だろうというふうに思つております。したがいまして、今回のこの法制定をもつて地方分権が完成したとは考えておらないわけでござりますので、今後とも全力を挙げてその目的を達成するためには、そのためには、やはりナショナルミニマムの部分については財源保障的な意味で交付税等できちっと裏づけていただきたいと思います。

したがいまして、今までの御指摘のように新しい総務省というものができ上がるわけでございますので、そうした機関の長のリーダーシップを持って行っていただきたいと思います。

また同時に、総理大臣として内閣を挙げてこれは遂行し、この法律をなぜ今日お願いしなければならないかという目的を完遂するために、どのようなことをやつていくかにつきましては今後十分検討していくかなければならないが、新規川健二君 お答えがなかつたんですが、推進体制につきまして、昨日、朝日委員からも御指摘がございまして、また私、本会議でも申し上げたのですが、これから地方分権を本格的に進めようという段階におきまして、自治省が大くくりの中に、総務省の中に埋没と言つたらおかしいですけれども、一つのパーソンになつていく。それか

議論されたことのない自治の基本におきまして、これは当然の話でございますが、受益と負担の関係が連動していくことがまさに自己決定、自己責任の一一番の基本ではないかと思うわけでございます。

その点から今回の法案を考えますと、そういうふうのではございませんで、システムとしてそれが崩れたままで、相変わらずお上に頼るといいますか、要するに國の依存財源に頼つている部門が非常に大きいわけでございます。こういった点につきましてはやはり構造的に改善をしていかなければならぬと思うわけでございます。

そこで、やはりその際には税財源措置の中で、財源保障的機能としての地方交付税の役割と、そして自主財源としての地方税財源の役割、これをお互いにうまくバランスをとつていく。とりわけナショナルミニマムの部分については財源保障的な意味で交付税等できちっと裏づけていただき、しかし、それを越える部分については、やはり地方におけるそれの需要に応じて、受益と負担がかなり一般の住民にもわかりやすい状況になつっていくことが重要ではないかと思うわけでございます。

そういった面で、やはりナショナルミニマムの部分と、それから地域において受益者負担でやつていく部分というものをのぞむと仕分けしながら財源措置も考えていくことが重要ではないかと思うわけでございますが、自治大臣、その辺いかがございましょうか。

○國務大臣(野田毅君) 御指摘のとおり、やはり地方公共団体の行います事務というものは住民により密着したテーマにウエートがあるわけであります。そういう点で景気変動という問題とはちよつと違つ。そういう意味で税収の安定性ということが非常に大事な要素であると思っております。

それから、いま一つ地方税を考えます場合に、税源が各自治体間におけるバランスが偏りのないような、そういう意味で税源の偏在が少ない、そういう性格を伴うような税目を、あるいはそういう

う仕組みをやはり念頭に置くことが極めて大事なことだ。そういう意味で、税源の偏在性が少ないと、税収の安定性があること、こういったことを基本にしなければいけないし、当然その中に受益と負担の関係、自治体のサービスを受けた方税を仕組む場合に念頭に置いて仕組まれなければいけないというふうに考えます。この点は御指摘のとおりでございます。

しかし、本当はそれだけで完結的にできればいいけれども、それでもなおかつなかなかアンバランスを是正できないというようなところもあつて、そういう意味で交付税というものがあるわけだ、この交付税というのは決して國から恩恵的に地方に行くというのではなくて、基本的には交付税というものは地方の財源である。それを、一つの自治体だけが取るのではなくて、地方団体全体としての、トータルとしての地方の財源であるという認識のもとに、地方交付税というものを自治体間の財政調整という形で交付税としての配分を行ふんだと。この基本の考え方だけは確立しておかなければならぬことであると考えております。

ただ、今日は、それにしても交付税のいわゆる不交付団体が都道府県において残念ながら東京都だけになりました。平成四年までは神奈川、大阪、愛知、こういったところも不交付団体であったんですが、今日ほとんどが交付団体という状況になつて、本当に地方税そのものが今の姿でいいのかという見直しをしていかなければならぬ時期に来ているということは御指摘のとおりでございます。

○菅川健二君 ひとつ適正な税財源措置をぜひ早く急に固つていただきたいと思います。

最後に、一言で結構でございますけれども、総理には、今後中央省庁の再編を考えます場合は、今決められたことは枠組みだけが決められただけであるというのが私の認識でございまして、やは

りこれから中身をスリム化していくためには地方分権なり規制緩和というものを次々と進めていかなければならぬ、連動させていかなければならぬ。これは大阪の公聴会でも出たわけですが、ない。ですが、その点について決意のほどをお聞きたいたしたいと思います。

○國務大臣（小淵恵三君）　　國の規制の撤廃、緩和などを進め、国と民間とが分担すべき役割を見直すとともに、国と地方公共団体との役割分担のあり方とともに、即した地方分権を推進することによりまして、國の事務事業を減量、効率化していくことは、中央省庁等改革を進めるに当たりまして基本方針の一つであります。今後ともこの考え方方に沿いまして、規制の撤廃、緩和、地方分権の推進とあわせて、中央省庁等改革を進めてまいりたいと考へております。

○菅川健二君 どうもありがとうございました。

○石井一二重 いよいよラストバッターでどうぞいます。よろしくお願ひをいたします。

總理はノストラダムスの予言について御存じで
ござる。此つは口實についてはそこまで詳

「どうか恐らく中身についてはそこまで語りは御存じないと思いますが、そういうものがある

ということは御認識だと思います。

が滅亡するといふことでもございまして、最近では

読売新聞七月六日、朝日新聞七月一日と、いろいろの新聞もたくさんこういうことについて書いて

いてあるわけですが、世界のタイム誌が書

紙にこういうぐあいに大きく取り上げておるわけあります。何とタイム誌などの雑誌がなぜこ

なことをと実は私思つたんですが、よくよく読

でみますと、その予言そのものじやなしに、

「ゲヒム・シリアルスリー」ということで、日本人は

懼てふためいてこの予言は悪れざれでいる差
こつけいだというあざ笑いの記事ともとれるよ

な内容であります。

卷之三

う国民の気持ちというものを払拭せにやならぬの
じやないかと思つて、先ほど申しました読売や朝日
日の記事を見ておりますと、大学生の半数が不安
がつているというデータがありますし、またタイ
ム誌が報じた日本の様子として、タイピストの女
性四十一歳は最悪の事態に備えテントや净水器、
サバイバルのいろんな道具を購入しておるなんど
も言われておるわけであります。

そういうところで、政治をよくするために我々
は今この省庁再編の論議をいたしておりますわけですが
、私は、今回ある程度の再編というう
のが進むと思いますが、そういった中で、特殊法人
人とかあるいはまたその下の公益法人についても
我々は何らかの論議を改めてする必要があるので
はないか、そのように考えるわけであります。

例えば、著名な評論家であります屋山太郎さ
が文芸春秋社に出された論文によりますと、八十
八ある特殊法人への補助金、出資金は、合わせて
年間約四兆五千億、公益法人への補助金、寄附金
は約四千億、足せば我々が上げた消費税二%と
緒である。そういう中で、こういった中身に
いて我々が論じないわけにもいかないだろう、そ
ういう氣もいたすわけであります。

ちなみに、公務員の数は今ざつと八十二、三五
人と言われておるかと思いますが、そのうち毎年
の退職者が三万七千人で大体五十歳前後、それ
らまた定年まで勤められるラッキーな方は大体
イポストの方で七千人程度と言われております
が、この三万人の方を十五年間面倒を見ていく
すると四十五万人分のポストが必要、七千人分
方々を二十年間見ていくと十四万人分のポスト
要るということで、天下り先とか、そういうた
うしても公益法人、特殊法人といったものと行
との関係を絶つことができないという指摘があ
わけであります。彼らもしっかりやるのであれ
いいんですが、営業努力もなしに、競争力もな
く、毎年高利益を上げる、業務を独占する、大
うけをする、こういった中で一般の民間企業の
力というものが私は出てきにくいやうな素地が

そこで、質問でございますが、こういったことを解決するためには、今申したような特殊法人、公益法人に対するいろんな検証を行なうということが一つと、定年制を延長して六十五歳まで働けるようになりますといふことも一つの案ではないかと思うわけでありますが、總理はここら辺のことに関するとしてどのような御見識をお持ちか、お考えをお持ちか、御披瀝をいただきたいと思います。

○國務大臣(小淵惠三君) 定年制の延長につきましては、今日、日本は世界にまれに見るような高齢化社会を迎えてきておるわけでございまして、平均年齢もますます長くなり、このこと自体は世界に誇るべき事柄だというように思つております。

心ないマスコミが「経済入ゾロゾロ 小沢利権 狹い訪中団」とか、あるいはまたガイドライン関連法に対する中国側の空気が必ずしもよくなかった、台湾のTMD参加問題についても神経をどうらせていくとか、そういうことに対する理解を求めるという一面もあるうかと思いますが、その辺について御所見があれば承りたいと思います。

○國務大臣(小淵惠三君) 隣国中国との関係は、常に友好的関係を維持しなきやならぬと思います。そういう意味で、橋本総理の時代にできる限りトップの交流を頻繁に行うこととして合意をされております。特に、昨年は中国からいわゆる元首たる江沢民國家主席も御来日いただいておりま

心ないマスコミが「経済人ゾロゾロ 小済利権狙い訪中団」とか、あるいはまたガイドライン関連法に対する中国側の空気が必ずしもよくなかった、台湾のTMD参加問題についても神経をどうさせていたるとか、そういうことに対する理解を求めるという一面もあるうかと思いますが、その辺について御所見があれば承りたいと思います。

○國務大臣(小済憲三君) 隣国中国との関係は、常に友好的関係を維持しなきやならぬと思います。そういう意味で、橋本総理の時代にできる限りトップの交流を頻繁に行うこととして合意をされております。特に、昨年は中国からわゆる元首たる江沢民国家主席も御来日いただいたおりま

す。

今回は、私自身は具体的には朱鎔基首相からの御招待によつてお伺いするわけでございますが、そうした交流を通じながら、ますますお互いの率直な意見を交換しながら両国の関係を緊密化していく必要があるのでないかと考へております。私もとないと言われましたが、まだ私は拝見しておりますが、経済人の皆さんにも御同行願つておりますのは、残念ながら最近中国に対する日本の投資そのもの也非常に少くなりつつあります。このことは中国側における全般的な経済の状況あるいはまた大きな経済改革を行つておるということにも関連するのでありますけれども、しかし同時に、日本としてはもつともと中国との経済関係を深めていかなければならぬ。

そのためには、直接的に投資を行ひますのは、これは民間同士の大好きな力が要るわけでございますので、そうした観点に立ちまして、この時点におきまして、日本側の積極的な投資が行い得るかどうかとということも含めまして、現地の経済関係の皆さんともこれまで経済人同士の話し合いも進めていただきたいと同時に、日本側も政治と経済相協力して日中の問題を取り組むという形でございまして、そうしたことから直接経済に責任を

持つておられる経済界の皆さんにも御同行を願つて、大いにひとつ中国側との関係を進めていくことができれば幸いである。そうした考え方で御同行いただいておるところでございます。

○石井一二君 最後にもう一問だけお伺いいたし

たいと思います。それは、政治資金についてでございますが、二

〇〇〇年からこれは禁止するということを政治資

金規正法の附則の第九条において、「会社、労働組合その他の団体の資金管理団体に対してする寄附については、この法律の施行後五年を経過した場合において、これを禁止する措置を講ずるものとする。」となつております。

いよいよ来年がそれでございまして、私は總理がどのような腹構えでおられるのかなどということをちょっと知りたいわけであります。九条の次の十条をよく読んでみますと、政治資金の個人による拠出の状況を踏まえ、政党財政の状況等を勘案し、寄附のあり方について見直すというような、何か抜け道があるような気もいたしますが、この辺について、まだ早いとおっしゃるかもわかりませんが、方向としてどのようなお考えをお持ちでありますか、總理の御所見を賜つて、私の質問を終わ

ります。

○國務大臣(小渕恵三君) これは、政治家個人にとりましても極めて重要なことであると同時に、

政黨としても極めてこの点については重要と考えております。

○委員長(吉川芳男君) 他に御発言もないよう

ですから、内閣法の一部を改正する法律案外十七案

の質疑は終局したものと認めます。

この際、地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法律案の修正について言櫻練三

君から発言を求めておりますので、これを許

します。富櫻練三君。

○富櫻練三君 私は、日本共産党を代表して、地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法律案に対する修正の動議を提出いたしました。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

日本共産党の修正案の提案理由及び内容の概要を説明いたします。

国民の求める地方分権とは、憲法の精神に基づき地方自治権を拡充し、地方自治体が住民の利益を守る仕事に全力で取り組めるようにすることです。

そのためには、国による統制をなくし、権限と財源を思い切って地方に移譲すること

です。この立場から、最低次の諸点についての修正が必要であります。

第一は、自治事務に対する是正の要求の規定を削除し、原則として自治事務には国の代執行ができないことを明記し、個別法による自治事務に対する國の指示あるいは直接執行については、国民の生命と安全を保護する緊急の必要がある場合に限りすることです。

第二は、機関委任事務の廃止に伴う自治事務と法定受託事務への振り分けに当たっては、住民生活に密着し地方の自主的な判断と責任で処理できる事務は自治事務にすることを原則とします。法定受託事務については、その定義を見直すとともに最小限に抑制し、三年との見直しを行うこと

です。

第三は、米軍用地特別措置法の改正によります。

市町村長の土地調査への署名押印の代行、裁決申

請書の公告総覧などの事務を法定受託事務とし、緊急裁決、代行裁決制度の規定は削除すること

です。

第四は、一定期間内に、国民負担の増加を伴わ

ない国から地方への税源移譲の抜本的改革を義務づけることです。

第五は、福祉事務所の現職員の配置基準や公

立図書館長の司書資格などの必置規制の廃止、縮小は行わないことです。また、福祉、教育、環境などのナショナルミニマムの設定と財源の保障

についての国の責任を明確にすることです。

第六は、市町村の合併の特例に関する法律の一部改正を行わないものとすること、その他であります。

以上、修正案の概要を申し上げ、委員の皆様方の御賛同をお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。(拍手)

○委員長(吉川芳男君) これより十八案のうち、地方分権の推進を図るために関係法律の整備等にいたします。

第六は、市町村の合併の特例に関する法律の一部改正を行わないものとすること、その他であります。

以上、修正案の概要を申し上げ、委員の皆様方の御賛同をお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。(拍手)

○委員長(吉川芳男君) これより十八案のうち、地方分権の推進を図るために関係法律の整備等にいたします。

第六は、市町村の合併の特例に関する法律の一部改正を行わないものとすること、その他であります。

以上、修正案の概要を申し上げ、委員の皆様方の御賛同をお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。(拍手)

○八田ひろ子君 私は、日本共産党を代表して、

地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に

関する法律案に反対、日本共産党提案の修正案に賛成する討論を行います。

第三に、米軍用地特別措置法の改悪を盛り込み、地方自治体と住民をアメリカの戦争に協力させようとしていることは断じて許されません。新ガイドラインで約束した米軍への新たな施設・区域の提供、いわゆる米軍基地のために、憲法二十九条の国民の財産権を保障するための制度まで取り外すなど、言語道断と言わなければなりません。

第三に、米軍用地特別措置法の改悪を盛り込み、地方自治法に盛り込んだことも重大です。

第二に、国による自治体縮めつけ、統制の大きな手段となってきた通達行政も温存され、地方交組みには何ら手がつけられないことであります。

付税、国庫補助金などによる財政面での統制の仕組みには何ら手がつけられないことであります。

第三に、中央集権型の行政システムをより高度経済成長をなし遂げてまいりました。しかしながら、今日、中央集権型行政の制度疲弊や少子高齢化社会への対応等を背景に、我が国社会経済システムを全面的に見直し、閉塞状況を打破していくことが大きな課題となつております。

特に、地方分権改革については、平成五年、衆

参両院が地方分権推進に関する決議を採択して以来、地方分権推進法の制定、地方分権推進委員会が五次にわたる勧告を出す等、政府・与党はこの問題に対し鋭意取り組んでもまいりましたが、まさに本法案は地方分権の一つの到達点であるとう存じます。

以下、賛成の理由を述べさせていただきます。

賛成の第一の理由は、機関委任事務制度を廃止し、それに伴い自治事務と法定受託事務に事務区分を再構成し、国と地方公共団体の関係を対等にした点であります。

賛成の第二の理由は、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村にという権限の移譲の推進が図られている点であります。

賛成の第三の理由は、法定主義の原則、公正、透明の原則等に基づく國の関与等の見直しと必置規制の見直しが行われている点であります。

賛成の第四の理由は、地方公共団体の行政体制の整備確立を推進している点であります。その中でも、市町村合併は、今後、我が國の方制度の重要な課題の一つとして、政府も積極的に取り組んでいく必要があります。

以上、本法案に賛成の理由を述べてまいりましたが、共産党提案の修正案には反対いたします。

今回の地方分権を初め、一連の改革を通じて、我々は中央依存の体質から脱却し、地方から日本再生のうねりを巻き起こし、二十一世紀への展望を切り開いていくことが求められております。

しかし、地方分権による眞の地方自治の実現なしには真に成熟した民主主義社会の形成も困難であると言つても過言ではありません。総理のリーダーシップを發揮し、新たな世紀を前に我が國のあり方を変える一連の改革が一日も早く実を結ぶことを願つて、私の賛成討論を終わりります。(拍手)

○藤井俊男君 民主党・新緑風会の藤井俊男でございます。

私は、民主党・新緑風会を代表して、地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法

律案に賛成し、共産党提出の修正案に反対する立場で討論を行います。

民主党・新緑風会は、政府提出の地方分権一括法案について、これまで長い間我が國の中央集権型行政システムの象徴となってきた機関委任事務を廃止し、これらの事務のほとんどを自治体の事務と位置づけたこと、国と地方自治体の関係を対等化等、協力関係と位置づけ、自治体の事務についての国の包括的な指揮監督権限を廃止し、事務区分に応じた國の関与のあり方を地方自治法に一般ルールとして規定したこと、國の関与について不服がある場合の国地方係争処理委員会による係争組みは評価に値するものと考えております。

しかしながら、本法案では、当然自治事務に区分すべきものと考えられるにもかかわらず、法定受託事務と区分された事務が半分近くに上ること、自治事務についての國の是正要求に対する自治体の是正改善措置が義務づけられたこと、自治事務について多数の個別法上で國の直接執行が可能とされたこと、社会保険事務、職業安定事務がすべて國の直接執行事務とされ、これらに従事する地方事務官が厚生事務官、労働事務官になることとされたこと、國から地方への税財源移譲がすべて先送りされたことなど、地方分権推進という観点からは見逃せない問題点が少なくありませんでした。

これらの点については、衆議院において、民主党政務に於ける住民参加の確保等についても議定行政における國、地方連携の必要性、市町村の町づくりにおける住民参加の確保等についても議論の深化と問題点の解明が図られました。

また、係争処理機関の中立性等の確保、職業安定行政における國、地方連携の必要性等の確保等についても議論の深化と問題点の解明が図られました。

これらの点については、後ほど附帯決議等に表明すべきものと考えます。

法定受託事務についての行政不服審査のあり方については、個人の権利、利益の簡便、迅速な救済を優先するとして、國、地方の対等、協力関係という地方分権の基本的趣旨を没却しかねない危惧を依然払拭できませんが、少なくとも、今後さらに検討すべき課題として明確にされたものと考えています。

本院では、この衆議院での修正を踏まえて、さらに残された問題点の解明、法解釈の明確化等について精力的な審議が行われてまいりました。

自治事務に対する是正の要求については、地方分の見直し、税財源の地方移譲の検討など、幾つかの点で改善が図られたものと評価いたしております。

本院では、この衆議院での修正を踏まえて、民主党などの働きかけにより見直し条項などの附則を追加する与野党五会派共同修正がなされ、事務区分の見直し、税財源の地方移譲の検討など、幾つかの点で改善が図られたものと評価いたしております。

私は、民主党・新緑風会を代表して、地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法

地団がみずからこれを是正せず、その結果、当該地方公共団体の運営が混乱、停滞し、著しい支障が生じている場合など、限定的、抑制的にこれを発動すべきものであることを政府答弁を通じて明確にさせることができました。

自治事務に関する國の直接執行についても、同様の観点から、國民の利益を保護する緊急の必要があり、かつ國がこれを行うことが不可欠である場合など、限定的、抑制的にこれを発動すべきものであることを明確にさせることができます。

自治事務に対する國の権力的関与については、これららの審議内容及びこれによつて明確となった法律全体の趣旨を踏まえ、くれぐれも限定的、抑制的に適用することが政府に強く要請されておりました。

また、係争処理機関の中立性等の確保、職業安定行政における國、地方連携の必要性等の確保等についても議論の深化と問題点の解明が図られました。

これらの点については、後ほど附帯決議等に表明すべきものと考えます。

法定受託事務についての行政不服審査のあり方については、個人の権利、利益の簡便、迅速な救済を優先するとして、國、地方の対等、協力関係という地方分権の基本的趣旨を没却しかねない危惧を依然払拭できませんが、少なくとも、今後さらに検討すべき課題として明確にされたものと考えています。

本法律案は、地方分権を真に実現するものとし得たとおり、國と地方の役割の見直し、國から地方への権限移譲、地方財源の充実強化等の改革のもと、地方分権の本格的推進を主張してまいりました。その実現には、平成五年国会決議で確認されました。

また、係争処理機関の中立性等の確保、職業安定行政における國、地方連携の必要性等の確保等についても議論の深化と問題点の解明が図られました。

これらの点については、後ほど附帯決議等に表明すべきものと考えます。

法定受託事務についての行政不服審査のあり方については、個人の権利、利益の簡便、迅速な救済を優先するとして、國、地方の対等、協力関係という地方分権の基本的趣旨を没却しかねない危惧を依然払拭できませんが、少なくとも、今後さらに検討すべき課題として明確にされたものと考えています。

本院では、この衆議院での修正を踏まえて、民主党・新緑風会としては、衆議院修正を経た政府案の問題意識については、一部共感できる部分もあることはいえ、法案を、地方分権どころか新たな地方統制法であると評価する立場からの提案であり、基本的立場を異にするため、反対することといたしました。

最後に、この場をおかりしまして、この法案審

議のためにお忙しい中を御協力いただき、貴重な御意見を寄せていただきました参考人、公聴会意見陳述人の皆様に、民主党・新緑風会からも心から御礼申し上げ、私の討論を終わります。(拍手)

○魚住裕一郎君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案に賛成、共産党提出の修正案に対して反対の立場から討論を行います。

私ども公明党は、明治維新以来の中央集権的体制を抜本的に改革し、日本の閉塞状況打破のため、「地域から日本を変えます」とのスローガンのものと、地方分権の本格的推進を主張してまいりました。その実現には、平成五年国会決議で確認されました。

また、係争処理機関の中立性等の確保、職業安定行政における國、地方連携の必要性等の確保等についても議論の深化と問題点の解明が図られました。

これらの点については、後ほど附帯決議等に表明すべきものと考えます。

法定受託事務についての行政不服審査のあり方については、個人の権利、利益の簡便、迅速な救済を優先するとして、國、地方の対等、協力関係という地方分権の基本的趣旨を没却しかねない危惧を依然払拭できませんが、少なくとも、今後さらに検討すべき課題として明確にされたものと考えています。

本法律案は、地方分権を真に実現するものとし得ませんが、今後の地方分権の確立に向けた歴史的第一歩という観点において評価するものであります。

以下、法案の評価すべき点等について申し述べます。

第一に、国による包括的指揮監督権等の根拠となつていた機関委任事務が廃止され、自治事務と法定受託事務に整理され、国、地方の対等、協力関係の第一歩となりました。また、将来にわたり法定受託事務を厳しく抑制し、極力自治事務としていくよう適宜見直しを行うこととされております。

第二に、国との関与について、法定主義、一般法主義の導入、関与の基本類型化等、抜本的に見直し、さらに権力的関与について、対等、協力の関係のつとり、国と地方の係争処理手続が定められました。

また、自治事務に係る是正要求については、外的に地方自治体の行政運営が混乱する等、著

されることから、総理のリーダーシップのもと、より迅速かつ総合的、効果的な施策を展開できるようになるものと確信をいたしております。

賛成の第二の理由は、中央省庁再編に伴う行政組織のスリム化への具体策であります。

本法案では、行政組織・事務事業の減量・効率化を基本理念として、地方支分部局の整理、独立行政法人制度の導入等、そのスリム化へ向けた筋道が明確となっており、その速やかな実行を望むものであります。

また、一府十二省庁という大々くりの省庁再編については、これにより縦割り行政の弊害が除去され、行政の総合性や機動性の確保及び国民のニーズに即応した行政サービスの提供等が図られるものと期待いたします。

賛成の第三の理由は、政策評価制度の導入が図られており、各府省の政策を事前、中途にチェックすることができ、情報公開法とあわせて透明性の高い、 국민に見える行政が行われるものと希望いたします。

以上、大きく三点の賛成理由を挙げましたが、本法律案は、情報公開法や地方分権一括法案と並び二十一世紀に向けて「この国のかたち」を再構築するための柱であります。その作業 자체はまだ緒についたばかりであります。本法律案に基づき、真に効率的で内外の問題に素早く対応できる政府組織の構築へ向けて、政府は総理のリーダーシップのもと一連の改革により一層積極的に取り組んでいかれることを期待して、私の討論を終ります。(拍手)

○池田幹幸君 私は、日本共産党を代表して、中央省庁等改革関連十七法案に反対の討論を行います。

反対理由の第一は、内閣機能の強化が、新ガイドライン、周辺事態法実施態勢推進のためでもあることが審議を通してますますはつきりしてきたことです。そのかなめとなるものが、ガイドラインの実効性確保を目的として設置された十八関係

省庁の局長会議であります。専門家は、これによつて国家及び国民の総力を動員してガイドラインを実行していく態勢ができ上がったと強調しているのであります。

第二は、内閣に設置される経済財政諮問会議が、総理が任意に選ぶ民間人四名以上を含む十名以内のメンバーで構成され、経済財政計画、予算編成方針など國の基本となる重要政策を策定することについてです。ここには民間人として財界の意向を代表するメンバーが中心となることについて何の歯どめもなく、財政官僚構造を助長しかねないものです。

第三は、国会議員の多数が副大臣や政務官として内閣のメンバーとなり、また政務官は国会の委員会運営にも関与することになります。そうなれば、内閣と国会の境目があいまいとなり、国会の地位の低下につながりかねず、憲法が國權の最高機関と規定する国会の行政へのコントロールの力を弱めることになります。

第四は、公共事業の抜本的見直しやむだな事業の削減が政治課題となつていて、公共事業の約八割を集中させる巨大官庁、国土交通省を設置することです。これでは、超大型プロジェクトの推進でゼネコン大企業などに専ら奉仕する仕組みを強化することになります。

第五は、国民生活に関するサービス部門を削減する独立行政法人制度の導入です。長期的かつ広域的な視点で研究すべき国立研究機関を三年から五年という短期的評価、効率化と採算性優先のもとに置くことは、研究を成り立たせなくするものであります。また、将来の課題とされている国立大学の独立法人化についても反対を表明するものです。

第六は、公務員の二五%削減です。欧米諸国に比べても公務員の比率が低い我が国において、二五%も削減することは国民への行政サービスを後退させることであり、認めることはできません。

(拍手) 以上、反対理由を述べて、討論を終わります。

て、ただいま議題となりました中央省庁等改革関連十七法案につきまして賛成の討論を行います。社会経済情勢の急激な変化に対応していくため、国家にとって行政改革は永遠の課題であります。とりわけ、昨今の未會有の不況下におきましては、国の行政のスリム化による国民の負担の軽減、規制の緩和による内需の拡大、さらに国全体を覆う閉塞感の打破が強く求められております。こうした状況下、我々公明党は、本法律案に関し衆議院及び本院で論議を深めてまいりましたが、その過程におきまして当初我々が懸念しておられた問題点をおおむね改善されたと認識しております。

このようないい認識に立つて、以下本法律案に賛成の理由を申し上げます。

賛成の第一の理由は、内閣府の総合調整が各省の上に立つた総合調整となり、内閣官房の総合調整機能についても、最高かつ最終の総合調整機能として位置づけられている点であります。これにより、いわゆる縦割り行政の弊害の大規模な改善がなされることを高く評価いたします。また、内閣府における総合科学技術会議を始めとする会議の審議結果等が最大限に尊重されることも明確となります。

第五は、国民生活に関するサービス部門を削減する独立行政法人制度の導入です。長期的かつ広域的な視点で研究すべき国立研究機関を三年から五年という短期的評価、効率化と採算性優先のもとに置くことは、研究を成り立たせなくするものであります。また、将来の課題とされている国立大学の独立法人化についても反対を表明するものです。

第六は、公務員の二五%削減です。欧米諸国に比べても公務員の比率が低い我が国において、二五%も削減することは国民への行政サービスを後退させることであり、認めることはできません。

第七は、公共事業の抜本的見直しやむだな事業の削減が政治課題となつていて、公共事業の約八割を集中させる巨大官庁、国土交通省を設置することです。これでは、超大型プロジェクトの推進でゼネコン大企業などに専ら奉仕する仕組みを強化することになります。

第八は、国民生活に関するサービス部門を削減する独立行政法人制度の導入です。長期的かつ広域的な視点で研究すべき国立研究機関を三年から五年という短期的評価、効率化と採算性優先のもとに置くことは、研究を成り立たせなくするものであります。また、将来の課題とされている国立大学の独立法人化についても反対を表明するものです。

第九は、公務員の二五%削減です。欧米諸国に比べても公務員の比率が低い我が国において、二五%も削減することは国民への行政サービスを後退させることであり、認めることはできません。

(拍手) 以上、反対理由を述べて、討論を終わります。

第三の理由は、政策評価制度が導入され、行政に対する評価システムが格段に強化されることであります。

政策評価は、政策を国民のニーズに合った方向に速やかに転換させ、もつて国家資源の適正な配分が図られるなど、國のあり方自体を変える可能を含んだ極めて重要なシステムであります。我々は、政策評価の内容を明確化し、その実効性を担保するため、今後とも行政評価法の制定に向けて努力していく決意であることをあわせて申します。

第四の理由は、独立行政法人が創設されるとともに、特殊法人の整理合理化についての方向性も示され、行政のスリム化への過程が明確になつたことであります。行政のスリム化を図り、透明化を促進していくことは、最終的には国民負担の低減につながつていくという点で大変重要であります。我々は、今後さらに特殊法人改革の全体像の速やかな提示と独立行政法人についての情報公開制度の確立を求めるとともに、国家公務員定員の二五%削減が着実に実施されることをもあわせて要望いたします。

第五は、国民生活に関するサービス部門を削減する独立行政法人制度の導入です。長期的かつ広域的な視点で研究すべき国立研究機関を三年から五年という短期的評価、効率化と採算性優先のもとに置くことは、研究を成り立たせなくするものであります。また、将来の課題とされている国立大学の独立法人化についても反対を表明するものです。

第六は、公務員の二五%削減です。欧米諸国に比べても公務員の比率が低い我が国において、二五%も削減することは国民への行政サービスを後退させることであり、認めることはできません。

第七は、公共事業の抜本的見直しやむだな事業の削減が政治課題となつていて、公共事業の約八割を集中させる巨大官庁、国土交通省を設置することです。これでは、超大型プロジェクトの推進でゼネコン大企業などに専ら奉仕する仕組みを強化することになります。

第八は、国民生活に関するサービス部門を削減する独立行政法人制度の導入です。長期的かつ広域的な視点で研究すべき国立研究機関を三年から五年という短期的評価、効率化と採算性優先のもとに置くことは、研究を成り立たせなくするものであります。また、将来の課題とされている国立大学の独立法人化についても反対を表明するものです。

律の整備に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(吉川芳男君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

弘友和夫君から発言を求められておりますので、これを許します。弘友和夫君。
○弘友和夫君 私は、ただいま可決されました内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対し、自由民主党、公明党、社会民主党・護憲連合、自由党、参議院の会及び二院クラブ・自由連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

議(案)

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 中央省庁の在り方については、国際情勢、

環境や福祉などの国民の行政ニーズの変化等

を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配

分等について、迅速かつ適確に政治主導で見

直すものとする。

一 内閣府の総合調整機能は各省の上に立つものであるとともに、内閣官房の総合調整機能

は内閣としての最高かつ最終のものであると

位置付けた総合調整機能の運用を図ること。

一 内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとす

るとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要な事項の内容を予算編成に

反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一 経済研究所については、内閣府のシンクタンクとしてその機能を十全に發揮できるよう、民間シンクタンク等の活用も含め、その拡充・強化を図ること。

一 府省再編成の趣旨を踏まえ、「縦割り行政の弊害」の実質的解消を図るとともに、いわゆる「巨大官庁の弊害」の発生の防止に十全を期すること。

一 内閣府及び各省設置法の所掌事務規定は、内閣府及び各省の任務を達成するため必要となる所掌事務の明確な範囲を定めたものであることにはかんがみ、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一 内閣府及び各省に置かれる分掌職は必要最小限とするとともに、その機能的かつ弾力的活用を図ること。

一 省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨として行うとともに、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一 公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状及び独占禁止法の厳正かつ公正な運用を確保することの重要性にかんがみ、中立性・独立性の維持に万全を期するとともに、その体制を充実・強化すること。

一 行政評価の実効性を確保するため、行政評価法(仮称)の制定について早急に検討を進めること。

一 国家公務員数の削減については、定員削減計画の策定等により、計画的かつ着実に進めることにより、二十五%削減目標の達成を期すこと。

一 独立行政法人の中期計画の期間の終了時に

おいて、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性・組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一 独立行政法人の形態については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等を踏まえて、できる限り特定独立行政法人以外の法人とするよう努めること。

一 独立行政法人における情報公開制度については、特殊法人の情報公開法制と併せて速やかに検討し、結論を得て、必要な措置を講ずること。

一 特殊法人の整理合理化を積極的に推進すること。整理合理化の検討に当たっては、各特殊法人の業務の見直し等のほか、独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等その経営形態の選択及びその存廃を含めて行うこと。

なお、検討に当たっては、第三機関に提言を行わせることとし、政府はその提言を尊重するものとすること。

一 独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等の実施に当たっては、職員の雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人化対象事務・事業の決定、独立行政法人個別法律の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等、各方面的十分な理解を求めて行うこと。

○委員長(吉川芳男君) なお、各案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○國務大臣(太田誠一君) ただいま御議決をいたしました件につきましては、政府といいましたが、その御趣旨を体しまして十分配慮してまいりたいと存じます。

○國務大臣(太田誠一君) ただいま御議決をいたしました件につきましては、政府といいましたが、その御趣旨を体しまして十分配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(吉川芳男君) なお、各案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたしました。

関係行政の統合一元化を積極的に進めるこ

と。

一 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組は、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体

での課題として明確にすること。

また、男女共同参画会議においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要な事項の調査審議に際し、人権教育・啓発の推進の観点にも留意すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(吉川芳男君) ただいま弘友君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(吉川芳男君) 多数と認めます。よつて、弘友君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、太田総務庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。太田総務庁長官。

○國務大臣(太田誠一君) ただいま御議決をいたしました件につきましては、政府といいましたが、その御趣旨を体しまして十分配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(吉川芳男君) なお、各案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたしました。

午後零時四十分散会

則第一百五十八条に改め、同条を附則第百五十六条とする。

附則第六十条第一項中「附則第百六十三条」を「附則第百六十条に改め、同条を附則第百五十七条」とし、附則第一百八十二条から第百六十三条までを三条ずつ繰り上げる。

附則第六十四条第二項中「附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条」を「附則第十六条、第四十九条及び第百八十二条」に改め、同条を附則第一百六十一条とし、附則第一百六十五条から第百九十七条までを三条ずつ繰り上げる。

附則第一百八十八条のうち附則に四項を加える改正規定のうち附則第十九項中「附則第百九十八条」を「附則第一百九十五条」に改め、同条を附則第一百九十五条とする。

附則第一百九十九条第二項中「附則第百九十八条」を「附則第一百九十五条」に改め、同条を附則第一百九十六条とし、附則第一百条から第二百二十二条までを三條ずつ繰り上げる。

附則第二百三条のうち第三十二条の次に一条を加える改正規定のうち第三十二条の二第一項及び

第二項中「附則第一百五十八条第一項」を「附則第一百五十五条第一項」に改め、同条第三項中「附則第七十一条」を「附則第六十九条」に、「附則第一百二十二条」を「附則第一百二十二条」に改め、同条を附則第一百二十二条とし、附則第一百四十二条から第二百四十八条までを三條ずつ繰り上げる。

(第一号法定受託事務の縮減等の措置)
附則第二百四十九条は、できる限り第一号法定受託事務(新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。以下この条において同じ。)を新たに設けることのないようにするとともに、この法律の施行から三年を経過することに、第一号法定受託事務と自治事務(新地方自治法第一条第八項に規定する自治事務をいう。以下この条において同じ。)との事務の区分について地方分権を推進する観点から

検討を加え、できる限り第一号法定受託事務を自治事務に改める措置を講ずるものとする。
(自治事務の処理に関する国との指示等の限定)

第一百四十八条 政府は、施行日から起算して一年以内に、普通地方公共団体の自治事務の処理に関する国の指示及び普通地方公共団体の自治事務の処理に関し国が地方公共団体に代わって都道府県に執行させるものを含む。)について、國民の生命又は安全を保護する緊急の必要がある場合に限つてこれを行うことができる」ととするため、必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の税源の充実確保のための措置)
第一百四十九条 政府は、施行日から起算して三年以内に、國民の負担を増加させることなく、國から地方公共団体への税源の抜本的な移譲を行ふものとする。

附則第二百五十条及び第二百五十二条を次のように改める。
(住民投票の制度の導入)
第一百五十条 政府は、施行日から起算して三年以内に、住民参加の充実を図る観点から、地方公共団体の政策に関し住民の投票に付する制度の導入のため必要な措置を講ずるものとする。

(必置規制に関する検討)
第一百五十二条 政府は、施行日から起算して一年を経過した場合において、この法律による改正後の各法律の施行の状況を踏まえ、必置規制(国が、地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附属機関を設置しなければならないものとする)の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附則第二百五十二条に見出しとして「(社会保険の事務処理の体制等の検討)」を付する。

平成十一年七月十六日印刷

平成十一年七月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D